

波佐見町地域防災計画

(令和 6 年度版)

令和 6 年 6 月

波佐見町防災会議

共通編

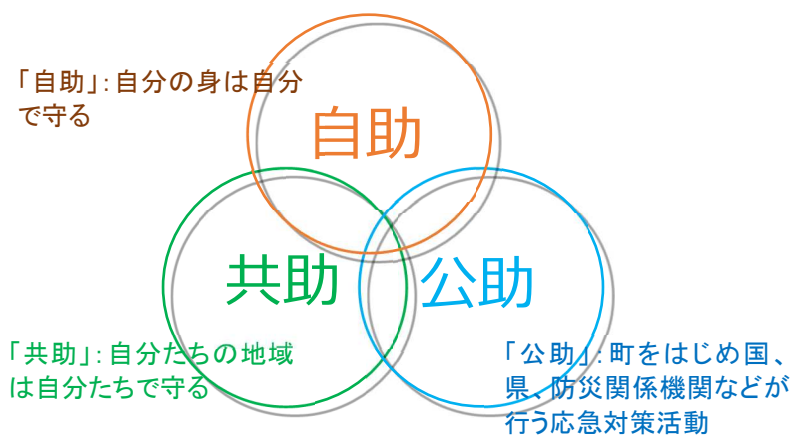
第1部 総則

- 第1章 計画の概要
- 第2章 波佐見町の概況
- 第3章 災害の履歴と想定
- 第4章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱
- 第5章 住民及び事業者等の責務等

総則では、地域防災計画の目的、町域の災害に関する環境、防災業務に関係する各防災関係機関とその役割、防災の考え方などについて提示した。

自助・共助・公助とは

災害の被害を軽減するためには、『自助・共助・公助』が不可欠である。3つの連携が円滑なほど、災害の被害は軽減できる。



共通編

第1部 総 則

第1章 計画の概要.....	1
第1節 計画の目的.....	1
第2節 計画の構成.....	1
第2章 波佐見町の概況.....	2
第1節 位置・地勢.....	2
第2節 地質.....	2
第3節 気象.....	2
第4節 人口等.....	4
第5節 ライフラインの状況.....	5
第3章 災害の履歴と想定.....	6
第1節 災害の履歴.....	6
第2節 県による地震の想定.....	12
第4章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱.....	21
第5章 住民及び事業者等の責務等.....	24
第1節 住民の基本的責務.....	24
第2節 事業者の基本的責務.....	24
第3節 ボランティアやNPO等多様な機関との連携.....	24

第1章 計画の概要

第1節 計画の目的

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、波佐見町防災会議が作成する計画である。本計画は、波佐見町（以下「本町」という）、県、関係機関、公共的団体及び住民が、それぞれの役割を理解し、その有する全機能を有効に発揮して、町域における災害予防、災害応急及び災害復旧対策に至る一連の対策を定めることにより、本町防災体制の整備及び充実を図り、住民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的とする。

本計画の実施にあたっては、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であるため、災害時の被害を最小化し被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせた効果的な災害対策を講じる。

また、住民等が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」、そして国や地方行政団体等の施策としての「公助」の適切な役割分担に基づく防災協働社会の実現により、住民福祉の確保に万全を期する。

⇒資料編 1. 災害対策基本法（抜粋）

第2節 計画の構成

本計画の構成は、以下のとおりとする。なお、本計画に修正の必要があると認めるとき、又は防災に関する諸情勢の変化に対応した見直しの必要が生じたときは、計画を修正するものとする。

■計画の構成

構 成		内 容
共通編	第1部 総 則	本町及び関係機関が防災に関し処理すべき事務及び業務の内容、想定される被害等について定めたもの
	第2部 災害予防計画	災害の発生を未然に防止し、又は被害を最小限にとどめるための、災害に強いまちづくりや、災害発生後の応急対策を迅速・的確に実施できる防災体制の整備、風水害、地震・津波災害等をはじめ各種災害に対応するために平常時からとるべき措置等、災害に備えた防災活動全般について定めたもの
	第3部 災害復旧復興計画	災害応急対策以降において、住民の生活再建、地域産業の再建等のための各種取り組み、復旧・復興の基本方針等を定めたもの
風水害等応急対策編		風水害等における警戒活動、災害発生後の応急的救助、被災者の生活支援等を中心に本町及び関係機関が行うべき応急対策を定めたもの
地震・原子力災害応急対策編		地震・原子力災害発生時における応急的救助、被災者の生活支援等を中心に本町及び関係機関が行うべき応急対策等を定めたもの
資料編		上記に係わる各種資料をとりまとめたもの

第2章 波佐見町の概況

第1節 位置・地勢

第1 位置

本町は、長崎県のほぼ中央、東彼杵郡の北部に位置し、東は武雄市、嬉野市に、北は佐賀県有田町、西は佐世保市、南は川棚町に接している。

位 置	東経：129° 53′	北緯：33° 8′	
町 域	東西：10.5 km	南北：7.0 km	周囲：33 km
面 積	面積：56.00 km ²		

第2 地勢

本町の地勢は、南を虚空蔵山系に、北東を神六山系に、西を弘法岳山系の100～500mの山岳に囲まれ、町内いたるところに100～300mの山々が起伏している。

町の中央を北東から南南西にのびる川棚川に沿い、それぞれ平坦部を形成し、やや密集した集落が連なり、水田が耕されている。

山林は、傾斜地に拓かれた畑地帯から山頂に達して町全体を囲み森林資源地帯を形成している。

第2節 地質

本町の地質は、3紀層丘陵と石英粗面岩類の山地がいたるところに散在起伏し、沖積層平坦部がその間に入り込み複雑な地形をなしている。

第3節 気象

第1 気象概況

本町の平均気温は17℃内外で、比較的温暖で寒冷の差が少なく、年間降水量2,000mm前後である。6～7月の梅雨の時期、梅雨前線がしばしば活性化し、大雨または集中豪雨が、初夏から秋にかけて台風の接近または上陸により暴風雨、豪雨に見舞われることがある。また、冬期における降雪量は少ない。

第2 降水量

本町の年間降水量は、令和2年(約2,800mm)など特異な年も見られるが、概ね1,700～2,300mm前後である。年間の天気日数については、年間100日前後は雨が降る傾向にある。また、日降水量の最大値は年によって変化しているが、200mmを越えることもある。

■気温、降水量等の推移（佐世保特別地域気象観測所）

年次	平均気温			日最高気温 の極値 (℃)	日最低気温 の極値 (℃)	降水量 (mm)	
	年平均	最高	最低			年間	日最大値
平成 19 年	17.9	21.9	14.4	35.5	-1.7	1,502.0	184.5
平成 20 年	17.2	21.1	13.8	35.6	-0.9	1,706.0	146.0
平成 21 年	17.3	21.2	13.8	35.4	-0.9	2,092.5	170.5
平成 22 年	17.3	21.1	14.0	35.5	-0.6	1,973.5	87.5
平成 23 年	16.9	20.5	13.7	36.3	-2.0	1,993.5	164.0
平成 24 年	16.8	20.6	13.6	37.0	-3.3	2,104.5	157.5
平成 25 年	17.4	21.3	14.0	38.0	-1.3	2,021.5	145.0
平成 26 年	16.9	20.8	13.7	35.9	-0.6	2,222.5	179.0
平成 27 年	17.3	21.1	14.0	35.6	-0.7	2,142.5	132.5
平成 28 年	18.0	21.8	14.6	37.2	-4.1	2,765.5	266.5
平成 29 年	17.3	21.2	13.9	37.9	-1.7	1,607.5	149.0
平成 30 年	17.6	21.6	14.1	38.0	-2.4	1,988.0	231.5
平成 31 年	17.8	21.7	14.4	36.2	-0.2	1,853.0	211.5
令和 2 年	17.7	21.5	14.3	36.0	-0.2	2,803.0	274.0
令和 3 年	18.1	22.2	14.5	36.5	-2.1	2,223.0	213.0
令和 4 年	17.8	21.9	14.4	36.8	-0.9	1,581.0	133.0
令和 5 年	18.3	22.3	14.8	38.1	-3.3	1,852.0	97.0

※1：日降水量 1 mm 未満で、日平均雲量 8.5 以上の日数

※2：日降水量 1 mm 以上の日数

資料：長崎県統計年鑑

第3 季節風

北西風の強い時期は、12月下旬から3月中旬までであるが、11月下旬や3月中・下旬も突風性の激しい風が吹くことがある。

第4 梅雨と豪雨

平年の梅雨入りは6月5日ごろ、梅雨明けは7月19日ごろで、6月と7月の2か月間で年間の約3割から4割に当たる雨が降る。梅雨入りや梅雨明けは年によってかなりのずれがあり、降水量も変動がある。しかし、年間で最も大雨の降りやすいのがこの時期で、期間前半の雨量は比較的少ないが、特に後半は雷を伴う集中豪雨となることが多く、大きな災害が発生することもある。典型的な例は、昭和57年7月の長崎大水害である。

第5 低気圧

冬から早春にかけては100mmを越す大雨は稀であるが、4～5月にはかなり増加してくる。8月には台風から変わった低気圧が東北地方に進んだ後、低気圧から南西に伸びる寒冷前線が長崎県を通過する際、雷を伴った強い雨をもたらすことがある。

第6 台風

平年の台風の発生数は25.1個で、九州北部地方への接近数は8月と9月が最も多く、次いで7月となっている。

本地域に影響を及ぼすコースは次により大別される。

- ① 九州南西海上から長崎県に上陸、又は九州西岸沖を北上して五島付近を通過後、対馬海峡へ
- ② 鹿児島県付近へ上陸後、九州横断、又は縦断
- ③ 九州東方沖を北上

①のコースの場合が最も風や雨の影響を受けやすく、大きな災害につながるおそれが大きいため、気象情報に十分注意しなければならない。

②のコースでは九州本土に上陸後、衰弱することはあっても、台風の中心からの距離や、強さ、大きさなどにより災害が発生することもある。

③のコースでは、雨風とも長崎県への影響は小さいことが多い。

第4節 人口等

第1 人口・世帯数

本町の人口は、近年、概ね14,500～15,000人の範囲で、逡減しているのに対し、世帯数は増加傾向にあり、核家族あるいは単身世帯が増加している状況がうかがえる。

■人口・世帯数の推移

	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総人口（人）	14,783	14,606	14,536	14,381	14,225	14,125
世帯数（世帯）	5,235	5,229	5,270	5,311	5,367	5,479

資料：住民基本台帳（各年度3月31日時点）

第2 高齢化の状況

高齢者（65歳以上）の割合は、県平均と比べてやや低い水準にあるものの、年々上昇傾向にあり、今後も高齢化が進行するものと予想される。

■高齢化の状況

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
総人口（人）	15,462	15,367	15,227	14,891	14,291
高齢人口（人）	3,123	3,601	3,887	4,267	4,613
高齢化率（％）	20.2	23.4	25.5	28.7	32.3
〃〔県平均〕（％）	20.8	23.6	26.0	29.6	33.0

資料：国勢調査（各年10月1日時点）

第5節 ライフラインの状況

第1 上水道

本町の上水道施設の状況は以下のとおりとなっている。

- ①浄水場 4箇所（湯無田、川内、鬼木、皿山）
- ②配水池 18箇所（湯無田高部、湯無田低部、野々川第1、野々川第2、野々川第3、小樽、木場山、三股、中尾、中の原、鬼木、金屋第1、金屋第2、横尾、村木、皿山、川内、テクノパーク）
- ③水源 11箇所
 - ・湯無田浄水場（浅井戸、鶴の川、金山、大堤、坊辺田）
 - ・川内浄水場（大平、二度川内、中ノ川内）
 - ・鬼木浄水場（開田川、中ノ川内）・皿山浄水場（深川内）
- ④ポンプ所 17箇所（加圧ポンプを含む）

第2 下水道（公共下水道、合併処理浄化槽）

本町は汚水処理の状況は公共下水道区域と合併処理浄化槽整備区域からなっている

【区域の状況】

- ①公共下水道区域の地区
湯無田郷、折敷瀬郷、宿郷 ※ただし、一部合併処理浄化槽区域が含まれている。
- ②公共下水道区域と合併処理浄化槽整備区域が混在している地区
小樽郷、井石郷、金屋郷、村木郷、稗木場郷
- ③合併処理浄化槽整備区域の地区
中尾郷、三股郷、永尾郷、野々川郷、鬼木郷、皿山郷、田ノ頭郷、川内郷、岳辺田郷、甲長野郷、乙長野郷、協和郷、志折郷、平野郷

【公共下水道施設の状況】

- ①処理場 1箇所（宿郷）
- ②汚水中継ポンプ場 1箇所（折敷瀬郷）
- ③マンホールポンプ場 25箇所
（藤ノ川、寺ノ下、轟、開、山崎、氏山、湯無田、籠原、小石原、舘、坊辺田、下湯無田、田別当①、田別当②、江良山、内ノ波、岩下、工業団地、鹿山、狩立、八島、稗木場、白磁橋、下春田、村木）

第3 ガス

本町においては、ほぼ全世帯がプロパンガスとなっている。

第4 電気

本町の電気の普及率は100.0%となっている。

第5 電話

携帯電話の普及により、固定電話を設置していない住家もあるが、ほぼ全世帯に普及している。

第3章 災害の履歴と想定

第1節 災害の履歴

第1 風水害

本町は前線活動の活発化、特に梅雨前線が停滞し、前線上を低気圧が通過する時や、前線に向かって南から暖かい湿った空気が流れ込む時大雨となることが多く、洪水、浸水害、土砂災害等の被害が発生することがある。また、台風の常襲地域であり、接近、上陸により人的・物的に大きな被害を受け、台風周辺には活発な雨雲がとりまいており、強風とともに大雨をもたらし、洪水、浸水害、土砂災害等の被害が発生することがある。また、今後これまで以上の猛烈な台風の出現頻度が高くなることが予想される。

過去には以下のような風水害による被害が発生している。

■本町における過去の主な水害（被害総額5,000万円以上）

西暦及び元号	種 類	被害の概要
1952 年 (昭和 27 年)	豪雨	中尾郷月の谷山が数日來の降雨のため地盤がゆるみ高さ 100m 幅 70m の土砂が土石流となって流出した 住家全壊 10 棟、半壊 2 棟、死者 18 名、傷者 9 名
1962 年 (昭和 37 年)	集中豪雨	被害総額 1 億円
1967 年 (昭和 42 年)	集中豪雨	被害総額 5 億円 住家一部破損 16 戸、床上浸水 60 戸、床下浸水 625 戸
1967 年 (昭和 42 年)	大干ばつ	被害総額 2 億 3,000 万円
1968 年 (昭和 43 年)	豪雪	被害総額 3 億 5,000 万円
1978 年 (昭和 53 年)	台風 18 号	被害総額 1 億 3,000 万円
1979 年 (昭和 54 年)	集中豪雨	被害総額 1 億 3,000 万円 床下浸水 50 戸、農林災害 96,700 万円 公共土木災害 28,150 万円
1980 年 (昭和 55 年)	集中豪雨	被害総額 3 億 3,300 万円 住家一部損壊 4 戸、床上浸水 25 戸、床下浸水 170 戸
1982 年 (昭和 57 年)	集中豪雨	被害総額 1 億 700 万円 農地 3.86ha、農業用施設 31 箇所、林業 5 箇所
1984 年 (昭和 59 年)	台風 10 号	被害総額 1 億 5,300 万円
1987 年 (昭和 62 年)	台風 12 号	被害総額 2 億 9,000 万円 住家一部損壊 2,050 戸

1990 年 (平成 2 年)	集中豪雨	被害総額 56 億 3,000 万円 住家全壊 3 戸、半壊 1 戸、一部損壊 26 戸、床上浸水 65 戸、床下浸水 225 戸
1991 年 (平成 3 年)	梅雨前線集中豪雨	被害総額 1 億 1,030 万円
1991 年 (平成 3 年)	台風 9 号	被害総額 2 億 8,530 万円 住家一部損壊 230 戸
1991 年 (平成 3 年)	台風 17 号	被害総額 2 億 250 万円 床下浸水 22 戸
1993 年 (平成 5 年)	梅雨前線豪雨	被害総額 1 億 1,570 万円
1995 年 (平成 7 年)	梅雨前線	被害総額 2 億 3,359 万円
1997 年 (平成 9 年)	台風 8 号及び豪雨	被害総額 1 億 2,394 万円
1999 年 (平成 11 年)	梅雨前線豪雨	被害総額 8,404 万円
2000 年 (平成 12 年)	豪雨	被害総額 5,165 万円
2003 年 (平成 15 年)	台風 6 号及び豪雨	被害総額 6,218 万円
2016 年 (平成 28 年)	梅雨前線豪雨及び 豪雨、台風 16 号	被害総額 9,263 万円
2018 年 (平成 30 年)	梅雨前線豪雨及び 台風 7 号	被害総額 6,454 万円
2021 年 (令和 3 年)	豪雨及び秋雨前線	被害総額 8 億 3,059 万円

第2 地震災害

長崎県における主な被害地震と被害の概要を以下に示す。

主な被害地震の発生地域は、橘湾から島原半島付近、諫早市付近、長崎市周辺、壱岐・対馬周辺で、有明海では津波災害も発生している。その他、長崎県周辺で発生した規模の大きな浅い地震によって被害を受けることがあるほか、四国沖から紀伊半島沖を震源域とする巨大地震でも被害が生じている。

■長崎県における主な被害地震

西暦（和暦）	地域名	地震規模 (M)	被害中心地	被害の概要
1657. 1. 3 (明暦 2. 11. 19)	長崎		長崎	家屋一部損壊
1700. 4. 15 (元禄 13. 2. 26)	壱岐・対馬	7.0	壱岐・対馬	石垣、墓石、家屋倒壊多し

1725. 11. 8-9 (享保 10. 10. 4-5)	備前・長崎	6. 0	平戸・長崎	詰所破損多し
1730. 3. 12 (享保 15. 1. 24)	対馬		対馬	詰所破損多し
1791. 12. 5 (寛政 3. 11. 10)	雲仙岳		小浜	小浜で家屋倒壊、死者 2 人
1792. 4. 21-22 (寛政 4. 3. 1-2)	雲仙岳 (三月朔地震)		島原・小浜・森山	石垣崩壊、地割れ、家屋損壊
1792. 4. 25 (寛政 4. 3. 5)	雲仙岳		森山	石垣崩壊、地割れ、家屋損壊
1792. 5. 21 (寛政 4. 4. 1)	雲仙岳 (島原大変)	6. 4	島原	石垣崩壊、溶岩ドームの眉山の一部が大崩壊、有明海沿岸で大津波による甚大被害、死者 1.5 万人
1808. 8. 2 (文化 5 閏 6. 11)			五島	石垣、石塔崩壊
1828. 5. 26 (文政 11. 4. 13)	長崎	6. 0	天草・長崎・五島	出島周辺崩壊数箇所 石仏転倒
1866. 5. 14 (慶応 2. 3. 30)			千々石	各所の損壊
1915. 7. 20 (大正 4. 7. 20/21)	喜々津地震群		喜々津村 井樋の尾岳	石垣一部崩壊
1922. 12. 8 (大正 11. 12. 8)	千々石湾 (島原地震)	6. 9 (1 時 49 分)	北有馬	家屋倒壊、死者 23 人 煙突倒壊、水道管破裂
		6. 5 (11 時 2 分)	小浜	家屋倒壊、死者 3 人
1951. 2. 15 (昭和 26. 2. 15)	島原半島地方	5. 2	千々石	地割れ
1984. 8. 6 (昭和 59. 8. 6)	島原半島地方	5. 7 (17 時 30 分)	小浜・千々石	家屋一部損壊・石垣墓石倒壊
		5. 0 (17 時 38 分)		
2005. 3. 20 (平成 17. 3. 20)	福岡県西方沖	7. 0	壱岐	負傷者 2 人、住宅全壊(全焼)1 棟、 住家一部破損 16 棟ほか
2016. 4. 14-16 (平成 28. 4. 14-16)	熊本県熊本地方	最大 7. 3 (1 時 25 分)	南島原・島原・雲仙・諫早	

県内各気象官署で観測された震度 1 以上の地震の発生回数を示すと、以下のとおりである。震度 5 を記録しているのは雲仙岳のみである。なお、2002 年 7 月 29 日からは震度観測点が増え、それ以降、2005 年 3 月 20 日の福岡県西方沖の地震では、壱岐市で震度 5 強を観測している。

■長崎県内の気象官署で観測された震度 1 以上の地震回数 (1919 年～2019 年)

震度	長崎	雲仙岳	佐世保	平戸	厳原	福江
1	546	1, 897	91	95	91	33
2	135	751	34	37	41	11
3	40	234	4	12	8	1
4	2	37	1	2	1	0
5	1	1	0	0	0	0
5 弱	0	1	0	0	0	0
計	724	2, 921	130	146	141	45

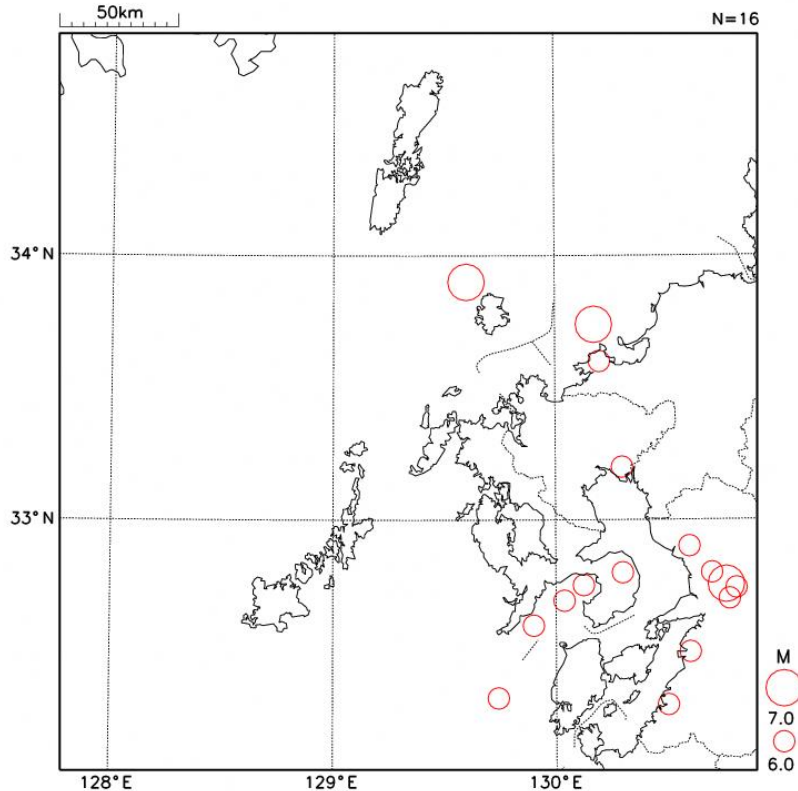
注：平戸は 1939 年から、佐世保は 1946 年から観測開始。福江は 1962 年 4 月までは富江で観測。

注：1996年4月から計測震度計による観測（それ以前は体感による観測）。

注：気象庁の震度階級は1996年（平成8年）10月から「震度0」「震度1」「震度2」「震度3」「震度4」「震度5弱」「震度5強」「震度6弱」「震度6強」「震度7」の10階級となっている。

また、下図は長崎県周辺のM6以上の震央分布図である。図の範囲では、1925年3月の天草灘のM6.0の地震が発生して以降、2005年3月の福岡県西方沖のM7.0の地震が発生するまで、M6.0を超える地震はなかったが、平成28年（2016年）熊本地震の一連の地震活動で最大M6.5（4月14日）、M6.4（4月15日）、M7.3（4月16日）と3回の地震が発生している。

■長崎県周辺のM6以上の地震（1600年～2019年）



注：1884年以前の地震については「理科年表」、1885年～1923年7月の地震については宇津の論文、1923年8月以降の地震については気象庁資料を用いた。

資料：長崎地方気象台資料

長崎県内で震度4以上を観測した地震の震源リストと震央分布図を以下に示す。

県内の震度4以上の地震の震源のほとんどは雲仙岳付近に集中しているが、これらの多くは1984年の猿葉山東麓(千々石)を震源とする一連の群発地震によるものである。

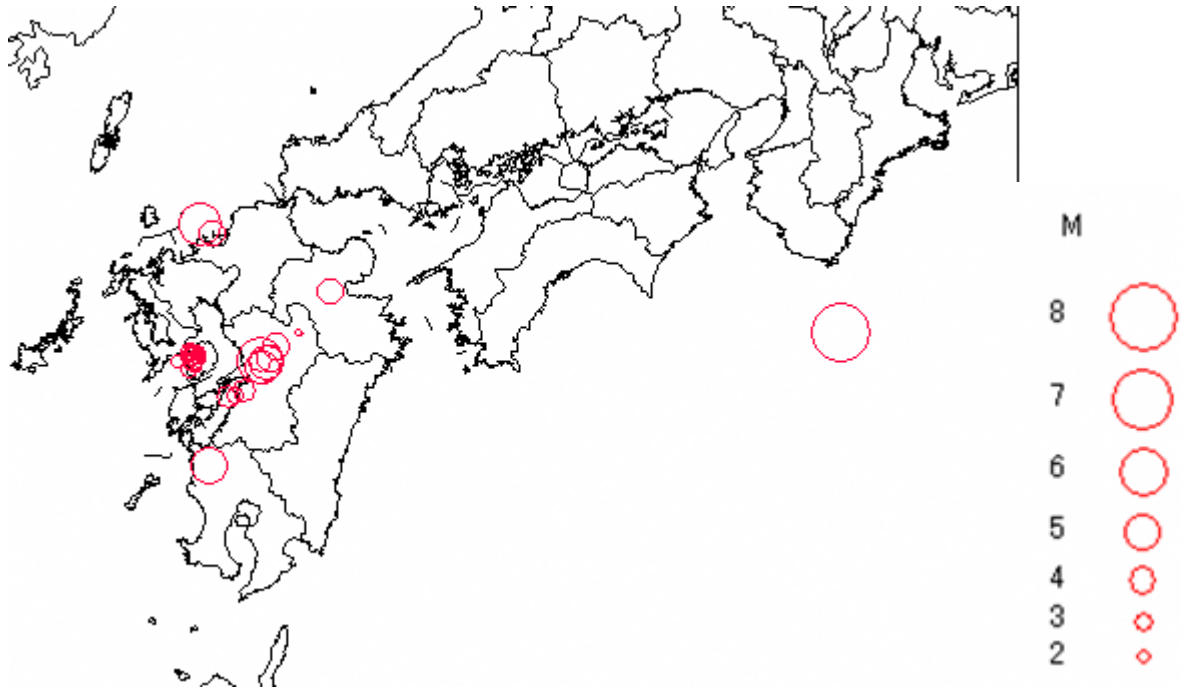
■長崎県内震度4以上の震源リスト(1919年～2019年)

No.	発現時 年/月/日 時:分:秒		震央地名	北緯 度 分	東経 度 分	深さ km	M	県内の 最大震度
1	1922/12/8	1:50:20	橘湾	32° 41.64'	130° 02.27'	19	6.9	5
2	1922/12/8	5:05:00	詳細不明	32° 44.00'	129° 52.00'	0	-	4
3	1922/12/8	11:02:10	橘湾	32° 45.16'	130° 07.50'	0	6.5	4
4	1931/12/21	14:47:11	熊本県天草・芦北地方	32° 29.19'	130° 29.25'	0	5.5	4
5	1946/12/21	4:19:04	和歌山県南方沖	32° 56.11'	135° 50.93'	24	8.0	4
6	1951/2/15	16:11:24	橘湾	32° 43.15'	130° 10.10'	12	5.3	4
7	1969/7/27	4:36:43	橘湾	32° 45.62'	130° 12.25'	12	4.5	4
8	1970/7/10	9:13:28	長崎県島原半島	32° 42.45'	130° 11.24'	11	4.4	4
9	1972/3/26	17:13:41	長崎県島原半島	32° 44.34'	130° 14.68'	0	-	4
10	1980/8/7	14:44:12	長崎県島原半島	32° 41.00'	130° 13.00'	0	3.7	4
11	1984/8/6	17:28:13	橘湾	32° 45.70'	130° 09.90'	6	5.0	4
12	1984/8/6	17:30:05	橘湾	32° 45.60'	130° 10.60'	7	5.7	4
13	1984/8/6	17:35:39	橘湾	32° 47.60'	130° 10.00'	15	4.4	4
14	1984/8/6	17:38:10	橘湾	32° 47.50'	130° 09.60'	11	5.0	5
15	1984/8/6	17:40:00	詳細不明	32° 44.00'	130° 16.00'	0	-	4
16	1984/8/6	17:46:23	橘湾	32° 44.40'	130° 11.90'	12	3.8	4
17	1984/8/6	18:33:09	長崎県島原半島	32° 45.30'	130° 13.40'	5	2.7	4
18	1984/8/6	18:37:06	橘湾	32° 45.20'	130° 11.90'	10	4.0	4
19	1984/8/6	18:41:18	長崎県島原半島	32° 46.70'	130° 12.90'	10	4.2	4
20	1984/8/6	18:42:00	詳細不明	32° 44.00'	130° 16.00'	0	-	4
21	1984/8/6	18:46:16	長崎県島原半島	32° 46.00'	130° 13.40'	8	2.8	4
22	1984/8/6	19:34:34	長崎県島原半島	32° 45.70'	130° 13.30'	6	3.4	4
23	1984/8/6	19:49:37	橘湾	32° 46.80'	130° 11.90'	8	4.4	4
24	1984/8/6	21:12:57	橘湾	32° 44.90'	130° 12.40'	13	2.8	4
25	1984/8/6	21:20:57	長崎県島原半島	32° 46.20'	130° 13.40'	6	2.8	4
26	1984/8/6	21:26:30	長崎県島原半島	32° 47.60'	130° 14.40'	1	2.6	4
27	1984/8/7	3:05:39	橘湾	32° 45.50'	130° 12.90'	9	3.8	4
28	1984/8/7	4:50:15	長崎県島原半島	32° 46.10'	130° 13.00'	6	3.9	4
29	1984/8/7	21:50:59	長崎県島原半島	32° 47.50'	130° 12.50'	4	4.5	4
30	1984/8/15	22:58:29	橘湾	32° 45.70'	130° 09.90'	6	4.2	4
31	1984/8/30	8:51:46	長崎県島原半島	32° 45.90'	130° 15.00'	0	2.6	4
32	1984/10/19	21:58:02	長崎県南西部	32° 48.20'	130° 07.90'	10	4.9	4
33	1991/4/26	11:45:42	長崎県島原半島	32° 47.20'	130° 14.40'	7	3.5	4
34	1991/6/27	9:11:03	長崎県島原半島	32° 39.80'	130° 08.30'	9	4.9	4
35	1997/3/26	17:31:47	鹿児島県薩摩地方	31° 58.37'	130° 21.54'	12	6.6	4
36	2005/3/20	10:53:40	福岡県北西沖	33° 44.35'	130° 10.58'	9	7.0	5強
37	2005/4/20	6:11:26	福岡県北西沖	33° 40.69'	130° 17.29'	14	5.8	4
38	2005/6/3	4:16:41	熊本県天草・芦北地方	32° 29.73'	130° 32.87'	11	4.8	4
39	2016/4/14	21:26:34	熊本県熊本地方	32° 44.50'	130° 48.52'	11	6.5	4
40	2016/4/14	22:07:35	熊本県熊本地方	32° 46.53'	130° 50.97'	8	5.8	4
41	2016/4/15	0:03:46	熊本県熊本地方	32° 42.04'	130° 46.66'	7	6.4	4
※1 42	2016/4/16	1:25:05	熊本県熊本地方	32° 45.27'	130° 45.78'	12	7.3	5強
		1:25:37	大分県中部	33° 16.48'	131° 21.19'	12	5.7	
※1 43	2016/4/16	1:43:58	熊本県阿蘇地方	32° 58.31'	131° 05.40'	10	3.3	4
		1:44:07	熊本県熊本地方	32° 45.19'	130° 45.69'	15	5.4	
※1 44	2016/4/16	1:45:55	熊本県熊本地方	32° 51.79'	130° 53.94'	11	5.9	5弱
		1:46:33	熊本県阿蘇地方	32° 58.07'	131° 07.05'	7	-	
45	2016/4/16	17:52:13	熊本県熊本地方	32° 32.11'	130° 38.12'	10	5.5	4
46	2017/6/9	23:36:23	橘湾	32° 43.02'	130° 01.69'	16	4.3	4

※1 を付した地震については、ほぼ同時刻に発生したため、震度の分離が出来ない。

資料：長崎地方気象台資料

■長崎県内で震度4以上を観測した地震の震央分布図



(1919年～2019年、詳細不明の地震を除く)

資料：長崎地方気象台資料

第2節 県による地震の想定

平成7年の兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）を契機として、関連法令・基準改正等の地震対策の見直しが全国的に進められる中、長崎県においても、「長崎県地震等災害対策専門家会議」を設置し（平成7年6月12日）、被害地震発生確率の高い地域とその最大規模、震度、被災範囲、津波の影響等について検討するとともに、その結果を踏まえ、「地震等防災アセスメント事業」（平成8～9年度実施）及び同事業調査委員会の検討により、具体的な震度予測及び被害予測結果が取りまとめられた。（長崎県地震等防災アセスメント調査報告書、平成10年3月）

その後も、新潟県中越地震（平成16年10月）、福岡県西方沖を震源とする地震（平成17年3月）など、それまで想定されていなかった地域で相次いで被害地震が発生し、福岡県西方沖を震源とする地震では、県内において人的、物的被害が生じたことから、全国どこにおいても地震は発生するという認識により、地震等防災対策の更なる見直しが急務となった。

平成14～16年度には「雲仙活断層群調査」が実施され、この調査結果をもとに、震度予測及び被害予測の見直しが行われた（長崎県地震等防災アセスメント調査報告書、平成18年3月）。

第1 県内に被害を及ぼす地震の震源となる活断層

平成10年度から文部科学省の地震関係基礎調査交付金事業により全国の主要な98活断層の調査が実施され、長崎県においても同事業により平成14～16年度に実施された「雲仙活断層群調査」により陸域及び海底に多くの活断層が分布していることが確認されている。

同調査では、陸域及び海底において確認される雲仙活断層群を、雲仙地溝北縁断層帯、雲仙地溝南縁東部断層帯、雲仙地溝南縁西部断層帯の3断層帯に区分しており、海底においては橘湾西部断層帯、島原沖断層群として活断層を確認している。

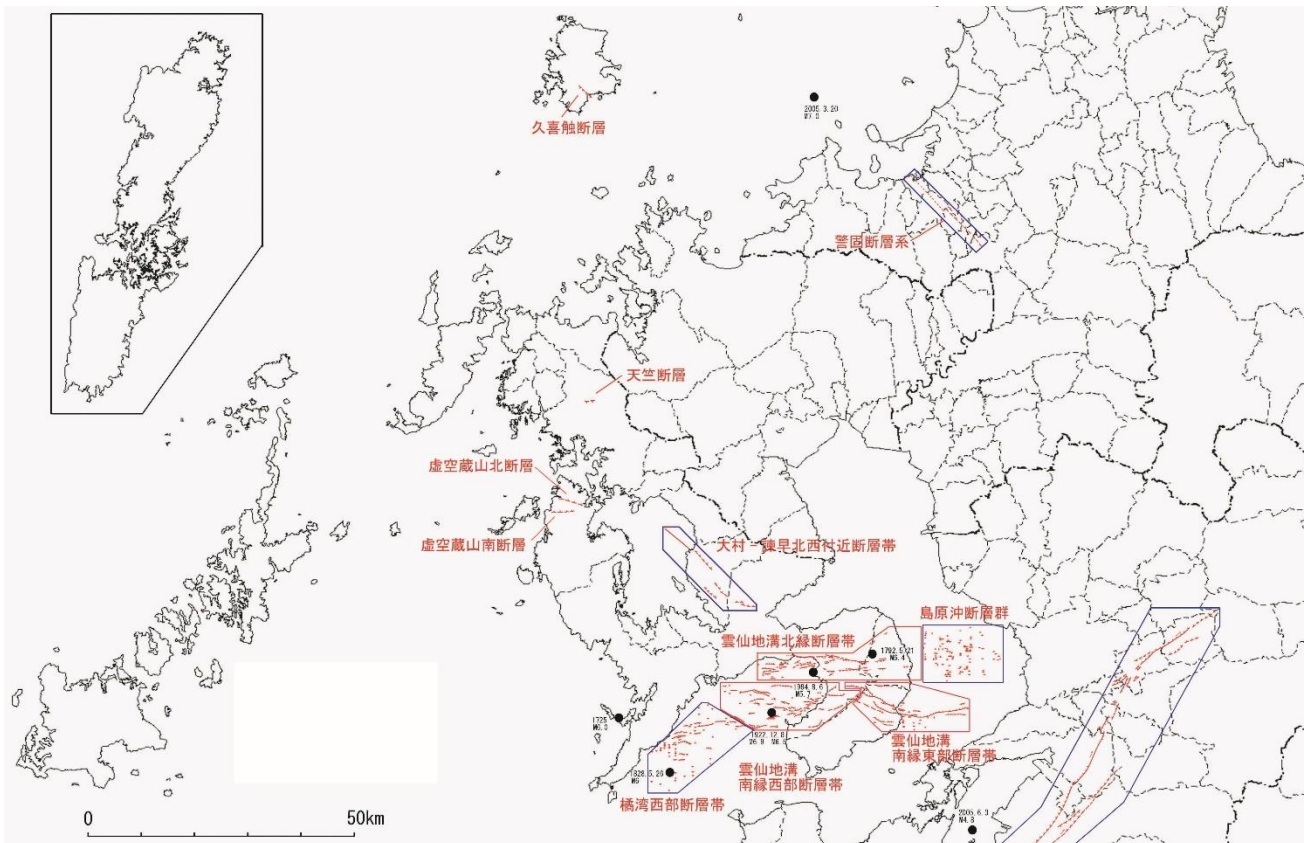
「新編日本の活断層」（1991 活断層研究会編）によれば、このほか県内に活断層であることが推定されるものとして、大村から諫早北西付近、西彼杵半島北端、佐世保市北部、壱岐南部に存在することが指摘されている。

県では、隣接県の活断層を含め、県内に被害を及ぼす地震の震源となる活断層を、以下のとおり想定している。

■県内に被害を及ぼす地震の震源となる活断層

	断層(群)名		地震規模(M)	断層の長さ
県内	雲仙活断層群	雲仙地溝北縁断層帯	7.3	31km
		雲仙地溝南縁東部断層帯	7.0	21km
		雲仙地溝南縁西部断層帯	7.2	28km
		(南縁東部、南縁西部断層帯が連動した場合)	7.7	49km
	島原沖断層群		6.8	14km
	橘湾西部断層帯		6.9	18km
	大村－諫早北西付近断層帯		7.1	22km
県外	布田川・日奈久断層帯（熊本県）		8.0	74km
	警固断層系（福岡県）		7.2	26km

■震源となる活断層の位置



○活断層の位置

- ・雲仙地域（橘湾・島原湾含む）：「雲仙活断層群に関する調査 成果報告書」（長崎県 2005）による。
- ・それ以外の長崎県内：「新編 日本の活断層」（活断層研究会編 1991）による確実度Ⅱの断層。
- ・長崎県外（警固断層系、布田川―日奈久断層帯）「新編 日本の活断層」（活断層研究会編 1991）による。

○長崎県の被害地震：「日本の地震活動」（総理府、1999）に2005年の福岡西方沖地震、芦北地震を加筆。

○行政界：平成18年3月31日現在の境界。

第2 県内に被害を及ぼす地震動の想定

県内全域を250mメッシュで区分し、想定した9ケースの活断層別にメッシュごとの震度が予測されている。県内地区別の震度予測は、以下のとおりである。

県内の活断層で最大の規模が予測されるのは、雲仙地溝南縁の東部・西部両断層帯が連動する場合で、この場合、島原半島や諫早・大村地区で震度5強～震度6強、一部、地盤が軟弱な場所では震度7となることが予測されている。なお、本町における予測震度は震度4であり、揺れや液状化による建物被害、人的被害は特に発生しないものと予測されている。

また、活断層が確認されていない場所での震度予測を行うため、県内全域でM6.9（震源断層上端の深さ3km）の地震を想定しており、その場合、県内全域で、震度6弱～6強が予測されている。

さらに、震源を各市町の中心部においた場合の震度分布として、佐世保市直下の震源を想定した場合は、本町において震度6弱～6強が予測されている。

■県内地区別の震度予測（県内の活断層による地震）

地 区 名	地区内の市町	長崎県地震発生想定検討委員会の想定活断層（県内）による震度予測						
		雲仙地溝 北縁断層帯	雲仙地溝 南縁東部 断層帯	雲仙地溝 南縁西部 断層帯	雲仙地溝南縁 東部断層帯と 西部断層帯の 連動	島原沖 断層群	橘湾西部 断層帯	大村ー諫早北 西付近 断層帯
		地震規模 M7.3	地震規模 M7.0	地震規模 M7.2	地震規模 M7.7	地震規模 M6.8	地震規模 M6.9	地震規模 M7.1
長崎・西彼半島南部	長崎市、長与町、時津町	震度4～6弱	震度3～5弱	震度4～6強	震度4～6強	震度3～4	震度4～6弱	震度4～6弱
西彼半島北部	西海市（江ノ島、平島を除く）	震度4～5弱	震度3～4	震度4～5弱	震度4～5弱	震度3～4	震度4～5弱	震度4～5強
諫早・大村	諫早市、大村市	震度5弱～6強	震度4～5強	震度5弱～6強	震度5強～6強	震度4～5弱	震度4～5強	震度5強～6強
島原半島	島原市、雲仙市、南島原市	震度5強～6強	震度5弱～6強	震度5強～6強	震度5強～6強	震度4～6弱	震度4～5強	震度4～6弱
佐世保・北松・東彼杵	佐世保市（宇久町を除く）、 江迎町、鹿町町、佐々町、 東彼杵町、川棚町、波佐見町	震度4～5強	震度3～4	震度4～5強	震度4～5強	震度3～4	震度3～5弱	震度4～6強
平戸・松浦	平戸市、松浦市	震度3～4	震度3～4	震度3～4	震度3～4	震度3～4	震度3～4	震度4～5弱
下五島	五島市	震度3～4	震度3以下	震度3～4	震度3～4	震度3以下	震度3～4	震度3～4
上五島	新上五島市、佐世保市（宇久町）、 小値賀町、西海市（江ノ島、平島）	震度3～4	震度3以下	震度3～4	震度4	震度3以下	震度3～4	震度3～4
老岐	老岐市	震度3～4	震度3以下	震度3～4	震度3～4	震度3以下	震度3以下	震度3～4
対馬	対馬市	震度3以下	震度3以下	震度3以下	震度3以下	震度3以下	震度3以下	震度3以下

■県内地区別の震度予測（県外の活断層による地震、県内全域でM6.9を想定した地震）

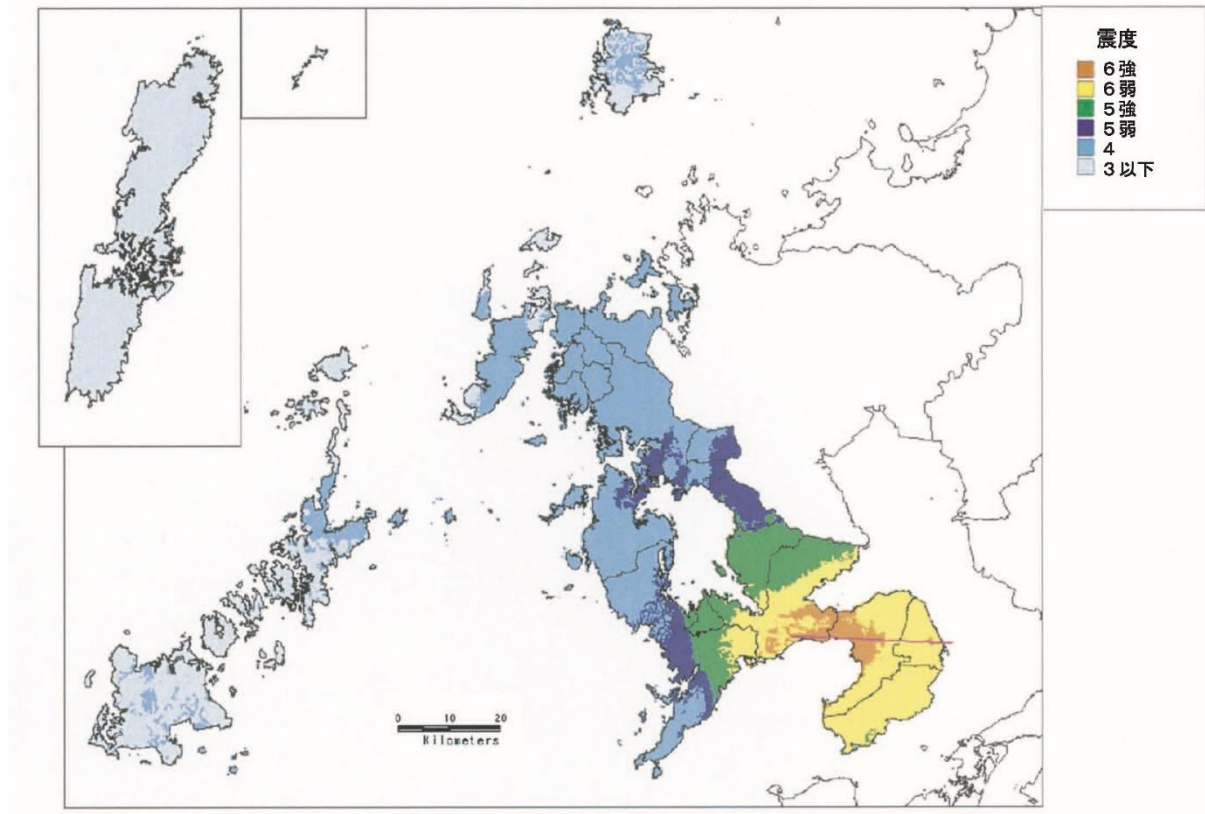
地 区 名	地区内の市町	長崎県地震発生想定検討委員会の 想定活断層（県外）による震度予測		県内全域でM6.9の震源を 想定した場合の震度予測
		布田川・日奈久断層帯 （熊本県）	警固断層系 （福岡県）	
		地震規模 M8.0	地震規模 M7.2	
長崎・西彼半島南部	長崎市、長与町、時津町	震度4～5弱	震度3～4	震度6弱～6強
西彼半島北部	西海市（江ノ島、平島を除く）	震度3～4	震度3～4	震度6弱～6強
諫早・大村	諫早市、大村市	震度4～5強	震度3～4	震度6弱～6強
島原半島	島原市、雲仙市、南島原市	震度5弱～5強	震度3～4	震度6弱～6強
佐世保・北松・東彼杵	佐世保市（宇久町を除く）、 江迎町、鹿町町、佐々町、 東彼杵町、川棚町、波佐見町	震度3～4	震度4	震度6弱～6強
平戸・松浦	平戸市、松浦市	震度3～4	震度3～5弱	震度6弱～6強
下五島	五島市	震度3～4	震度3以下	震度6弱～6強
上五島	新上五島市、佐世保市（宇久町）、 小値賀町、西海市（江ノ島、平島）	震度3～4	震度3～4	震度6弱～6強
老岐	老岐市	震度3～4	震度4～5弱	震度6弱～6強
対馬	対馬市	震度3以下	震度3～4	震度6弱～6強

■本町の震度予測

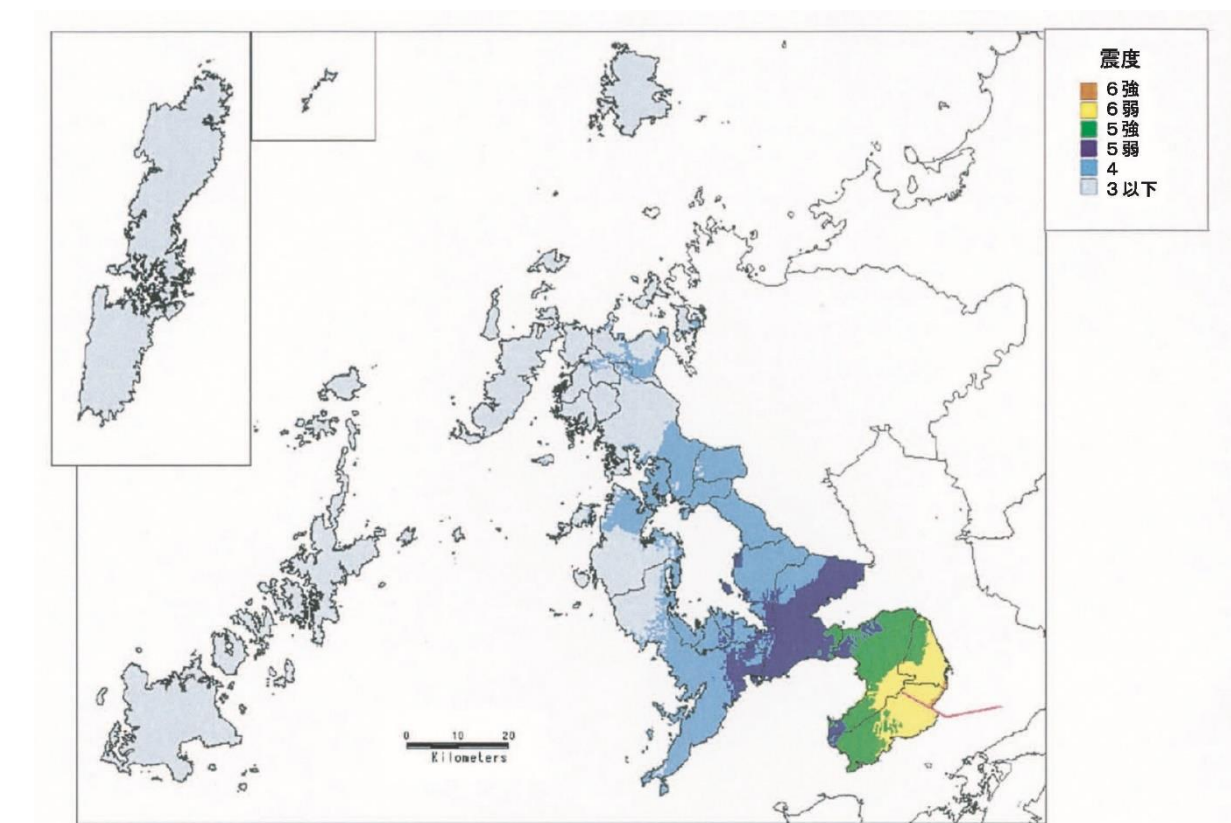
雲仙地溝北縁断層帯	雲仙地溝南縁 （東部・西部断層帯の連動）	島原沖断層群	橘湾西部断層帯	大村ー諫早北西付近断層帯	県内全域でM6.9の地震を想定した場合	佐世保市直下の震源を想定した場合
震度4	震度4	震度3	震度3～4	震度4	震度6弱～6強	震度6弱～6強

資料：長崎県地震等防災アセスメント調査報告書（平成18年3月）

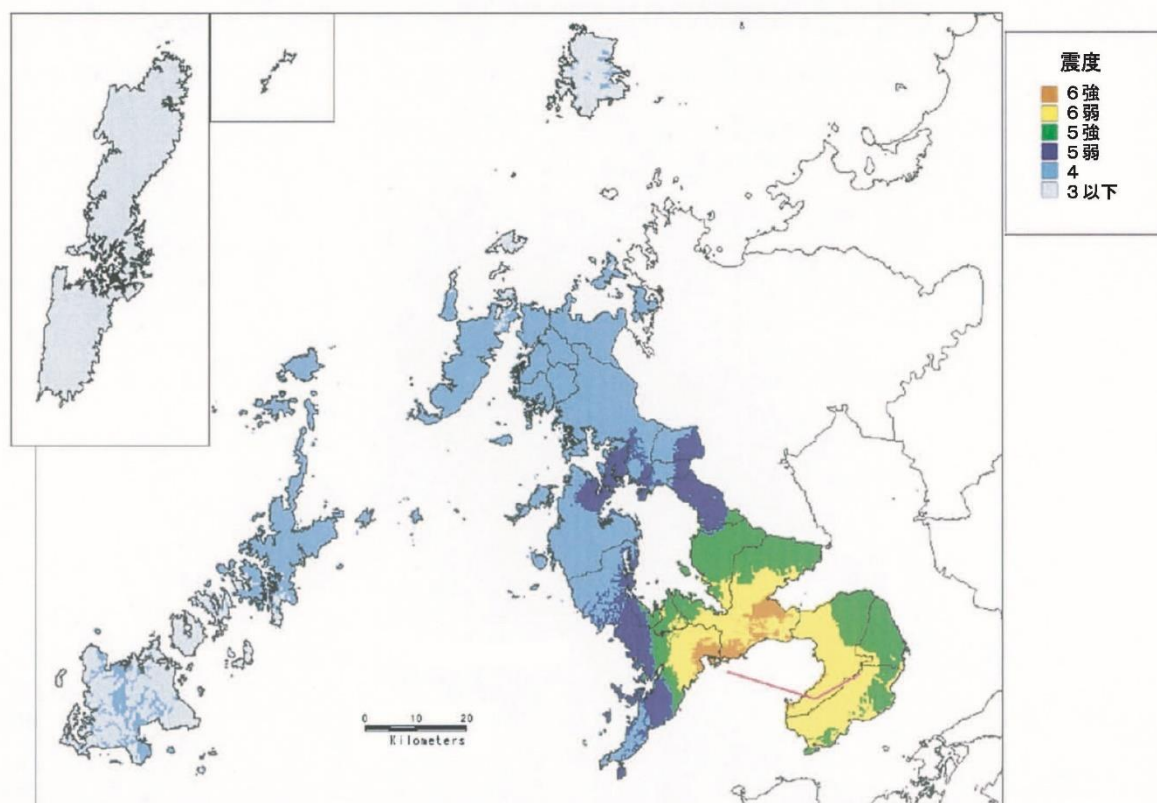
■地表における推計震度分布①（震源：雲仙地溝北縁断層帯）



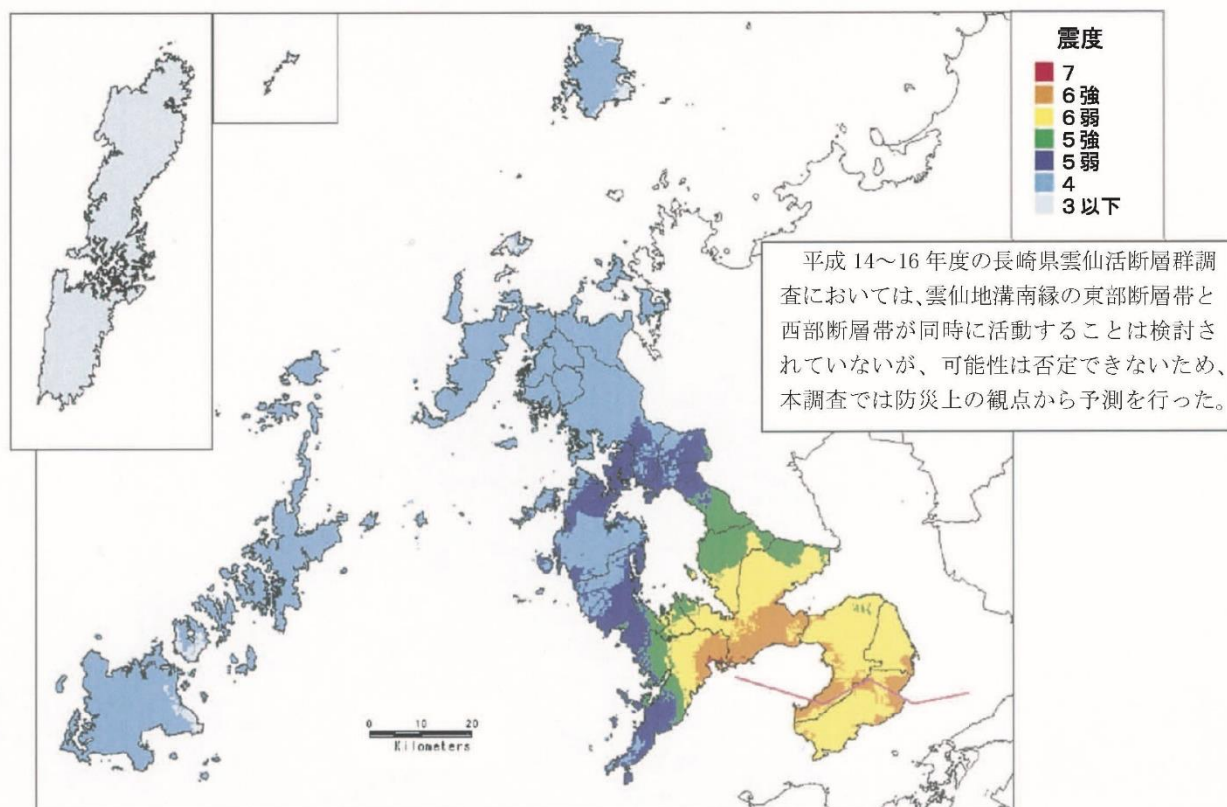
■地表における推計震度分布②（震源：雲仙地溝南縁東部断層帯）



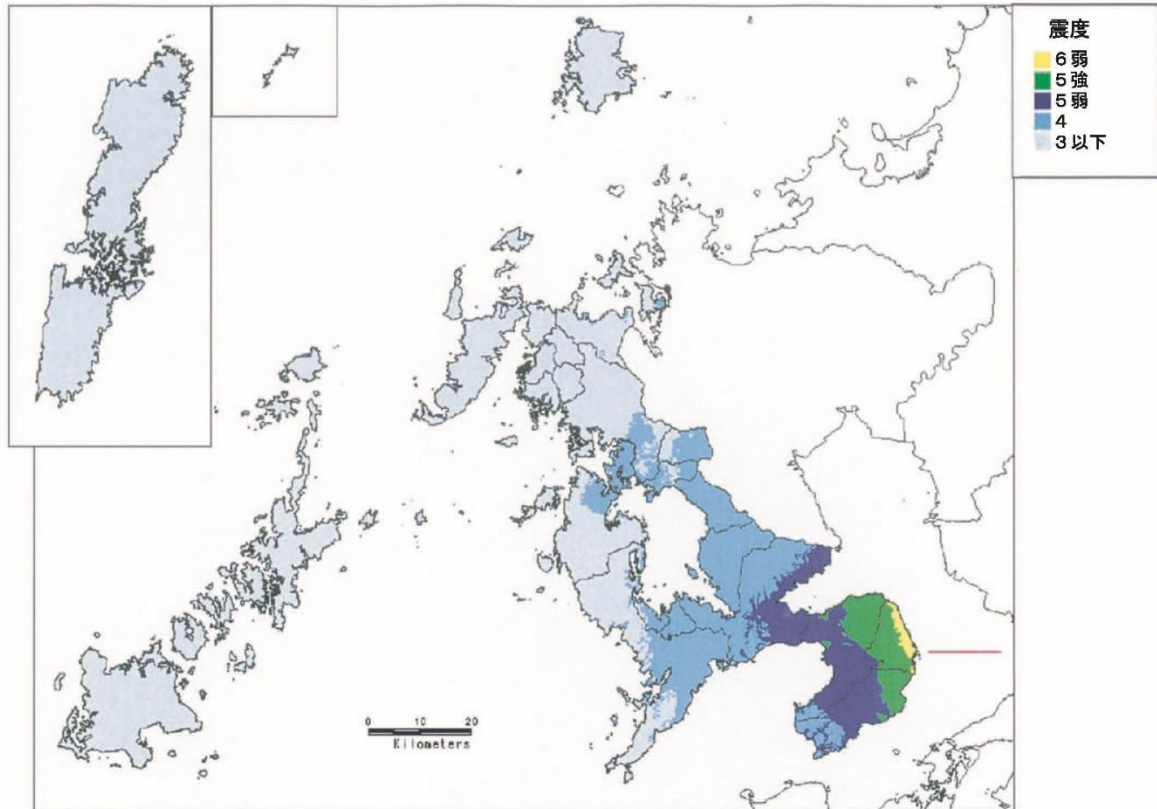
■地表における推計震度分布③（震源：雲仙地溝南縁西部断層帯）



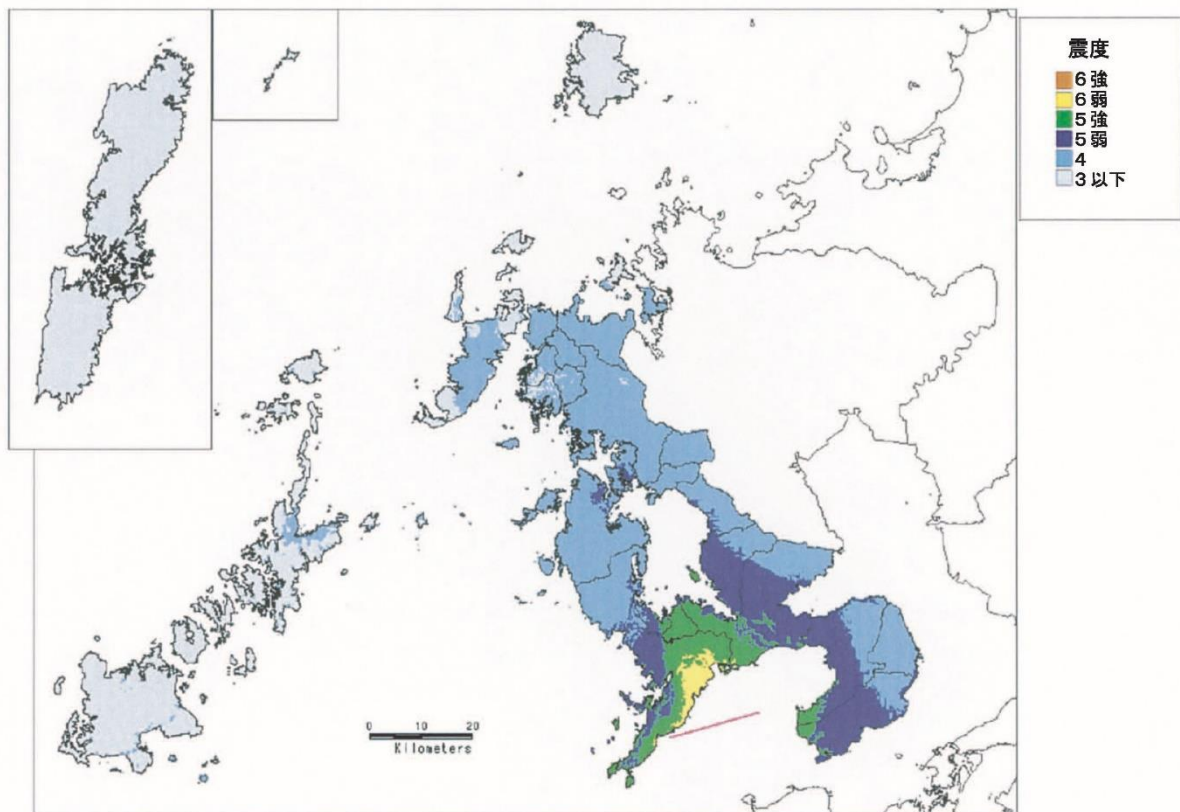
■地表における推計震度分布④（震源：雲仙地溝南縁東部断層帯と西部断層帯の連動）



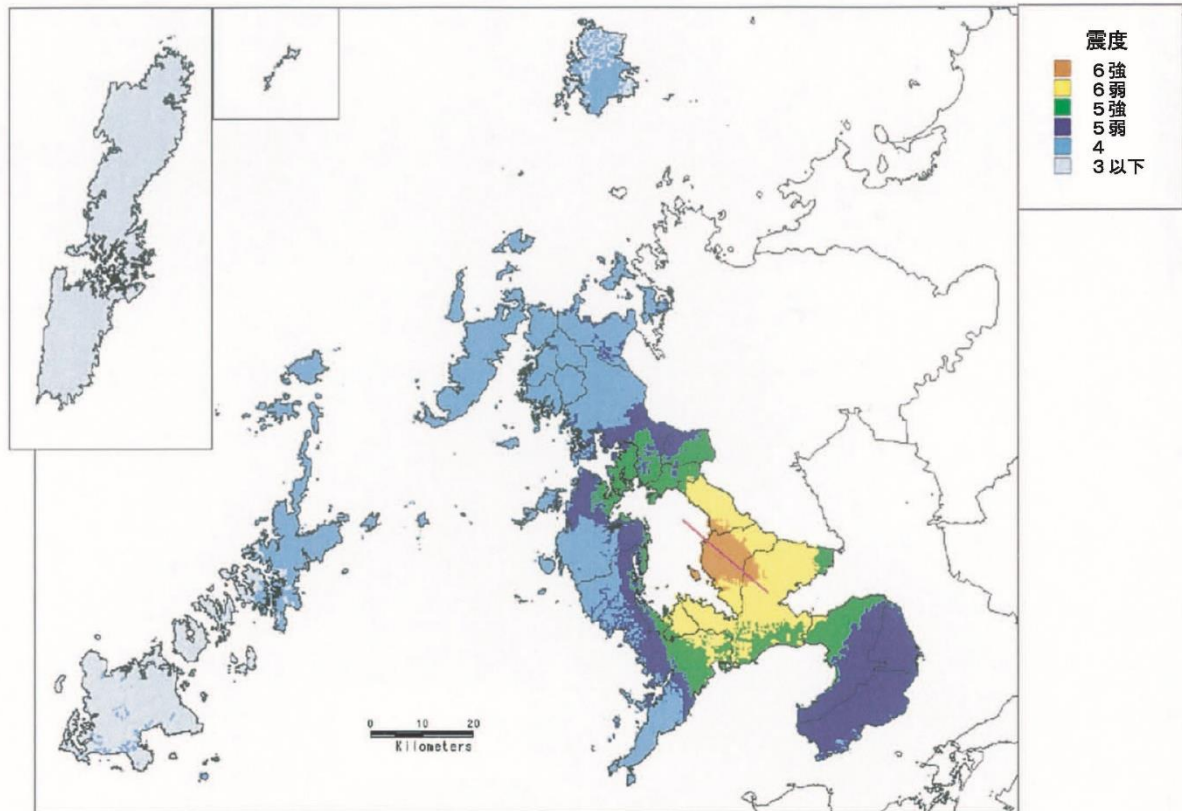
■地表における推計震度分布⑤（震源：島原沖断層群）



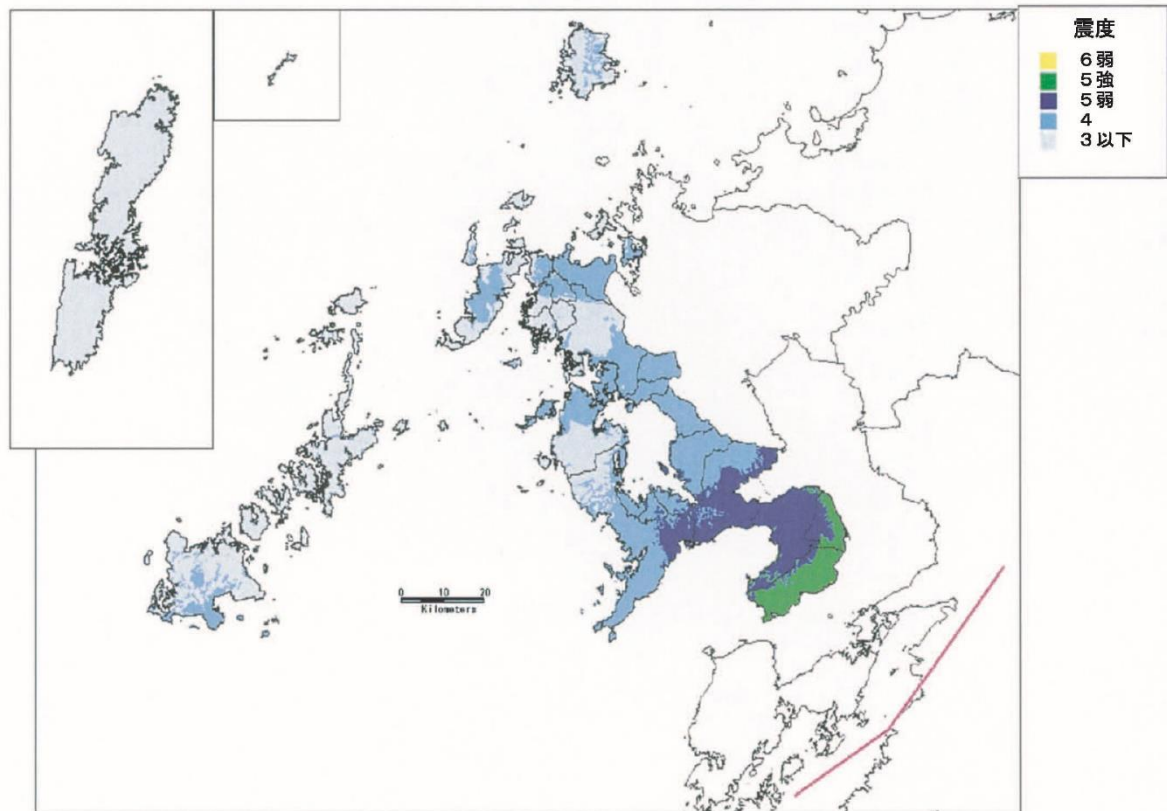
■地表における推計震度分布⑥（震源：橘湾西部断層帯）



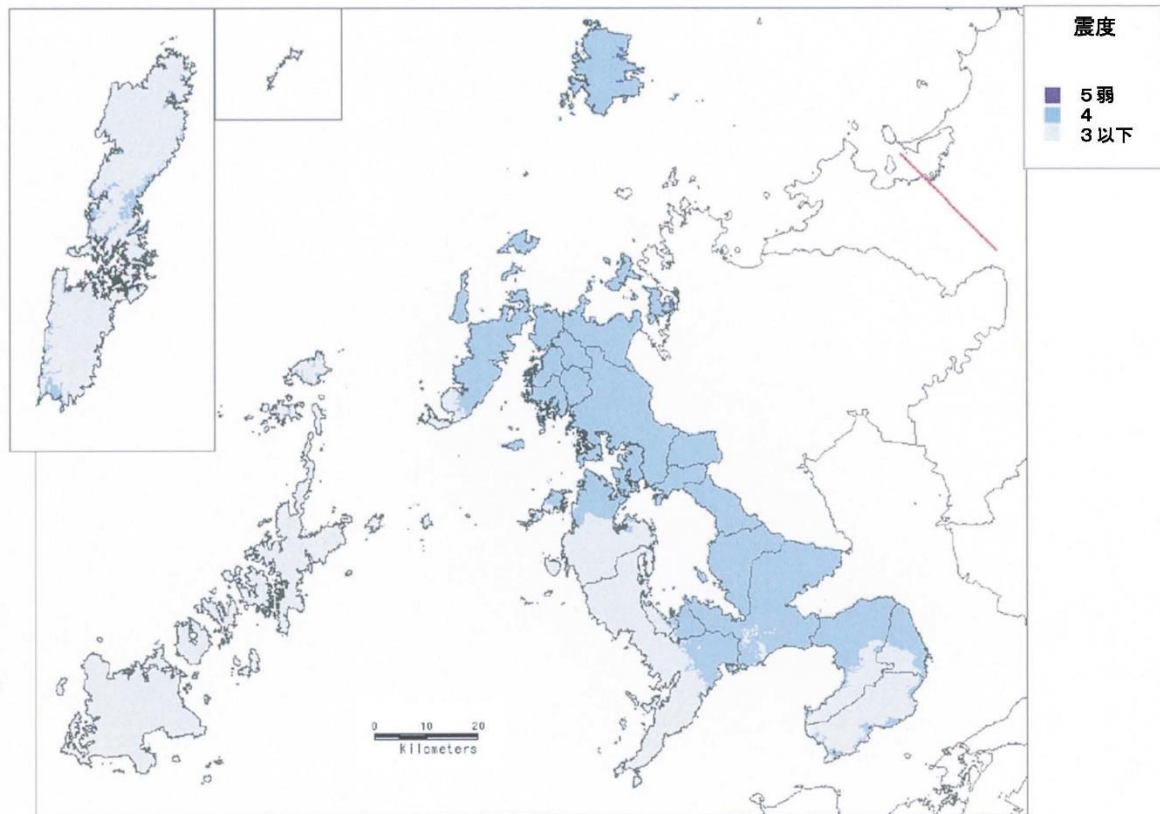
■地表における推計震度分布⑦（震源：大村―諫早北西付近断層帯）



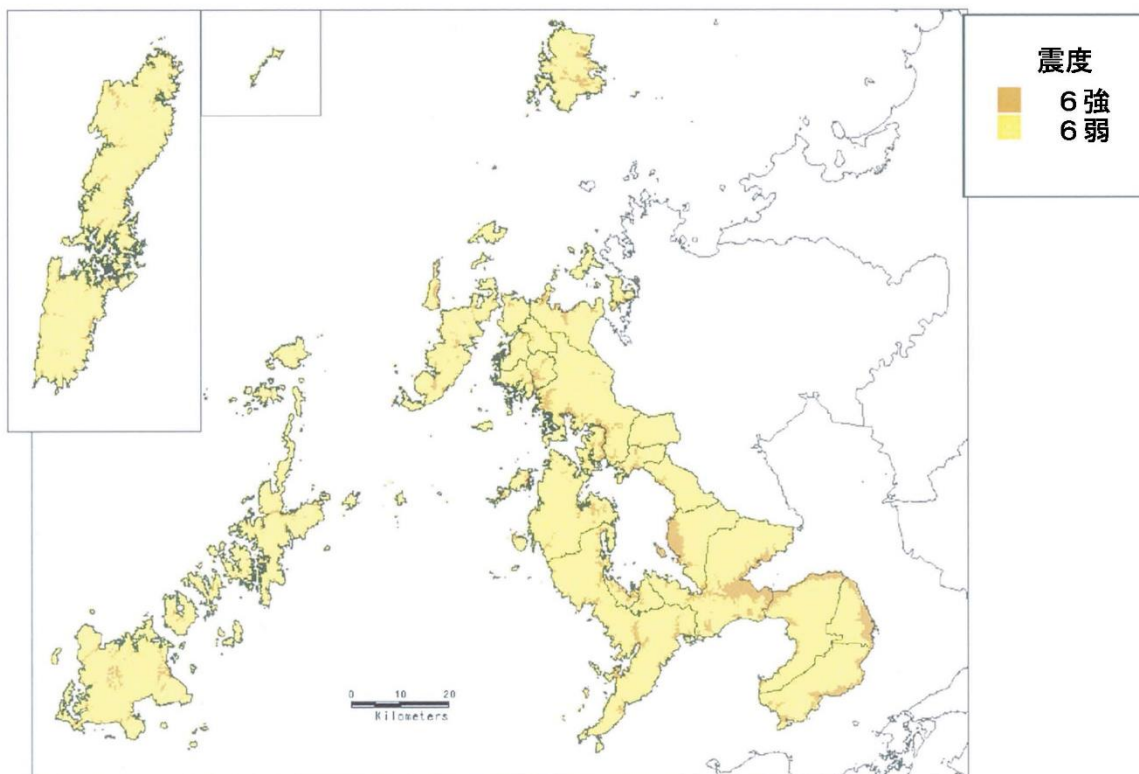
■地表における推計震度分布⑧（震源：布田川・日奈久断層帯）



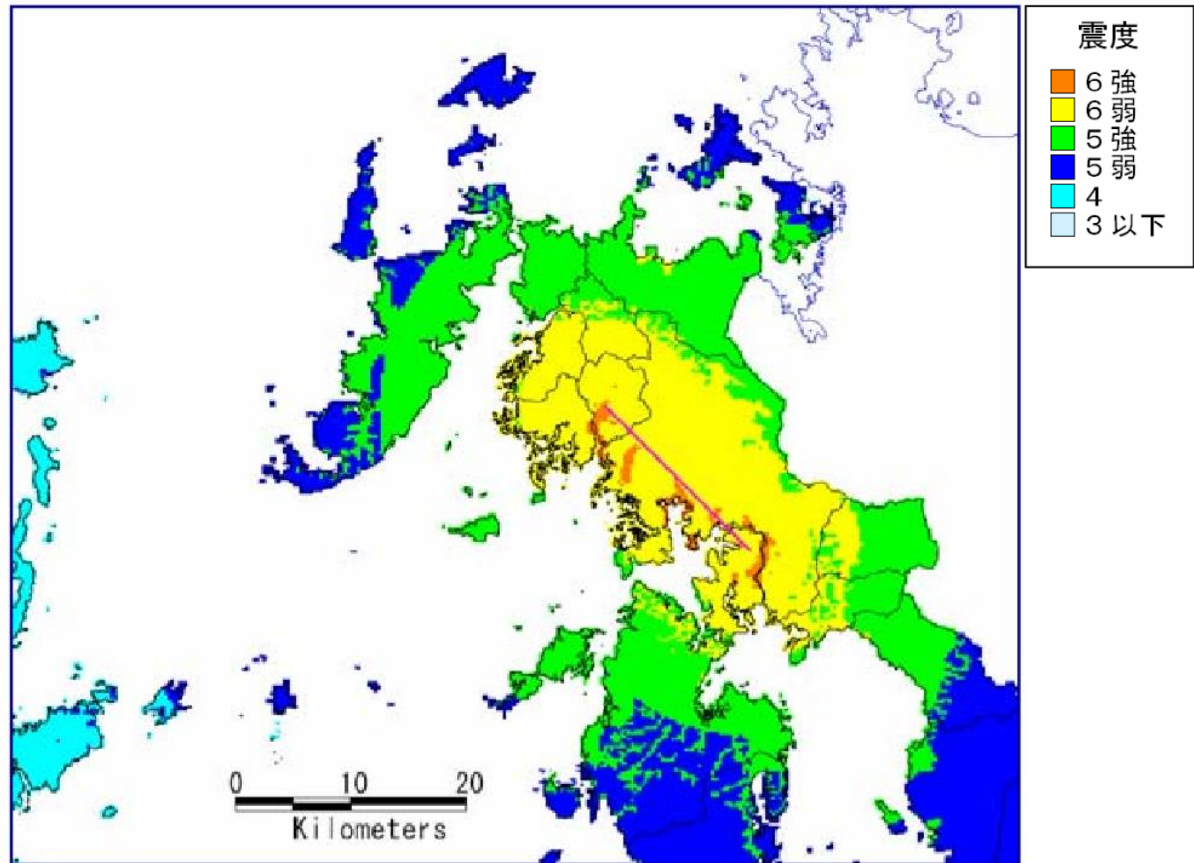
■地表における推計震度分布⑨（震源：警固断層系）



■県内全域でM6.9（震源断層上端の深さ3km）の地震を想定した場合の震度分布⑩



■佐世保市直下の震源を想定した場合の震度分布①



第4章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

本町、県、関係機関、公共的団体、その他防災上必要な施設の管理者が処理すべき業務又は業務の大綱は、以下のとおりである。

第1 町

機 関 名	所掌事務又は業務の大綱
波 佐 見 町	(1) 波佐見町防災会議に関する事務 (2) 波佐見町災害対策本部及び災害警戒本部に関する事務 (3) 防災に関する教育訓練の実施 (4) 防災施設の新設、改良及び復旧の実施 (5) 消防水防その他の応急措置 (6) 町地域の災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査 (7) 被災者に対する救助及び救済措置 (8) 災害時における保護衛生、文教及び交通対策 (9) 管内関係団体が実施する災害応急対策等の調整 (10) 災害対策に関する他市町間の相互応援協力等 (11) その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置

第2 県

機 関 名	所掌事務又は業務の大綱
長 崎 県	(1) 災害予・警報等の収集、伝達及び被害調査 (2) 災害救助法の適用に関する事項 (3) 自衛隊に対する派遣要請 (4) その他町の災害事務又は業務の実施についての総合調整

第3 県の地方機関

機 関 名	所掌事務又は業務の大綱
県 北 振 興 局	(1) 災害時における波佐見町区域内の県管理の道路、橋梁等の応急対策 (2) 管理河川被害調査及び災害復旧
県 央 振 興 局	(1) 災害時における農林土木施設等の応急対策
県 央 保 健 所	(1) 災害時における波佐見町区域内の保健衛生対策
東彼・北松福祉事務所	(1) 災害時における波佐見町区域内の社会福祉対策
川 棚 警 察 署	(1) 災害時における治安、交通、通信等にかかる対策

第4 指定地方行政機関

機 関 名	所掌事務又は業務の大綱
福岡管区気象台 (長崎地方気象台)	(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集、発表を行う。 (2) 気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る)、及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。 (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。
九州農政局	(1) 災害時における主要食糧の需給対策
佐世保労働基準監督署	(1) 工場、事業所における労働災害の防止及び災害救助法に対する援助
日本郵便(株) (町内郵便局)	(1) 災害時における郵便業務の確保 (2) 災害救助用郵便物等の料金免除等 (3) 災害時における(株)ゆうちょ銀行及び(株)かんぽ生命保険の非常取扱等

第5 指定公共機関及び指定地方公共機関

機 関 名	所掌事務又は業務の大綱
NTTフィールドテクノ 九州支店 長崎営業所	(1) 電気通信設備の保全と災害時における非常通話の調整
九州電力送配電株式会社 大村配電事業所	(1) 電力の整備と防災管理 (2) 災害時における電力供給対策 (3) 被災施設の応急対策と災害復旧
西日本高速道路(株) 九州支社佐賀高速道路 事務所	(1) 被災地への人員輸送の確保 (2) 災害時の応急輸送対策 (3) 鉄道施設の防災及び被災施設の調査と災害復旧
東彼杵郡医師会	(1) 被災地への医療救護活動
NHK他放送各社及び 各新聞社	(1) 気象予報、警報等の放送による周知徹底及び防災知識の普及 (2) 災害状況、災害対策等の広報活動
日本赤十字社長崎県支部	(1) 災害時における医療、助産及び遺体の処理の実施 (2) 災害時における各種団体、個人が協力する活動の連絡調整 (3) 救援物資、義援金等の募集配分業務

第6 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機 関 名	所掌事務又は業務の大綱
波佐見町社会福祉協議会	(1) 町が行う避難及び応急対策への協力 (2) 被災者の保護及び救援物資の支援 (3) 災害時におけるボランティアの受入れに関すること
長崎県中央農業協同組合、 長崎県農業共済組合	(1) 災害状況等の伝達及び共同利用施設の災害対策 (2) 被災組合員に対する融資又はその斡旋 (3) 災害時における主要食糧の確保 (4) 農産物の災害対策
東彼商工会波佐見支所	(1) 町が行う商工関係被害調査及び応急対策への協力 (2) 救援物資等の確保についての協力 (3) 被災会員に対する融資又はその斡旋
医療施設・福祉施設の 管理者	(1) 避難設備等の整備及び避難訓練の実施 (2) 災害時における負傷者等の収容や医療、助産 (3) 避難者の収容等に係る協力
学校・認定こども園・ 保育所	(1) 避難設備等の整備及び避難訓練の実施 (2) 災害時における応急教育計画の確立及び実施 (3) 避難者の収容等に係る協力
金融機関	(1) 被災者や被災事業者に対する資金融資
危険物、高圧ガス施設の 管理者	(1) 防護施設等の整備 (2) 災害時における危険物等の安全管理徹底 (3) 災害時における供給対策
東彼杵郡森林組合	(1) 森林の災害対策
日本水道協会長崎県支部	(1) 水道施設の整備と防災管理 (2) 災害時における水の確保 (3) 罹災施設の応急対策と災害復旧
長崎県下水道協会 日本下水道事業団九州総合事務所	(1) 下水道施設の整備と防災管理 (2) 罹災施設の応急対策と災害復旧

第7 自衛隊

機 関 名	所掌事務又は業務の大綱
自 衛 隊 大 村 駐 屯 地	(1) 人命の救助、消防、水防及び救援物資の輸送並びに応急啓開に関すること (2) 応急救援、防疫、給水、入浴支援及び通信支援に関すること

第5章 住民及び事業者等の責務等

災害による被害を最小化するためには、行政による防災対策のみならず、住民自らが防災対策を講じるとともに（自助）、周囲と互いに助け合いながら地域の安全を確保すること（共助）が必要である。

個々の住民等による防災対策と地域における防災対策それぞれの重要性を改めて認識するとともに、災害対策基本法及び「みんなで取り組む災害に強い長崎県づくり条例」に基づき、住民、事業者等は、以下のとおり積極的に防災対策等に努めるものとする。

第1節 住民の基本的責務

第1 住民

- ・ 平常時から防災に関する意識を高め、自ら防災対策を実施する。
- ・ 町、県及び防災関係機関が実施する災害応急対策等に協力する。

第2 自治会・自主防災組織等

- ・ 平常時から防災知識の普及に努め、地域における自主防災対策を実施する。
- ・ 町、県及び防災関係機関が実施する災害応急対策等に協力する。
- ・ 互助精神に基づき、地域住民と協力して、避難者の誘導・救護等の地域における災害応急対策を実施する。

第2節 事業者の基本的責務

- ・ 平常時から防災に関する意識を高め、自ら防災対策を実施する。
- ・ 町、県及び防災関係機関が実施する災害応急対策等に協力する。
- ・ 避難場所の提供等、地域住民、自主防災組織等が実施する災害応急対策等に協力する。

第3節 ボランティアやNPO等多様な機関との連携

「行政」、「災害ボランティアセンター」、「NPO等とそれを支える中間支援組織」の三者が互いに連携し、被災者支援が効率的・円滑に実施されるよう、平時より体制づくりをすすめる。

第2部 災害予防計画

- 第 1 章 災害に強いまちづくりに関する計画
- 第 2 章 地域防災体制の確立に関する計画
- 第 3 章 相互応援体制の確立に関する計画
- 第 4 章 防災業務施設の整備計画
- 第 5 章 備蓄物資・緊急物資の確保計画
- 第 6 章 避難体制の整備計画
- 第 7 章 緊急輸送活動体制の整備計画
- 第 8 章 医療・保健に係る災害予防計画
- 第 9 章 火災予防計画
- 第 10 章 救助・救急体制の整備計画
- 第 11 章 生活福祉に関する災害予防計画
- 第 12 章 要配慮者支援計画

災害予防計画では、災害の発生を未然に防止し、又は被害を最小限にとどめるための、災害に強いまちづくりや、災害発生後の応急対策を迅速・的確に実施できる防災体制の整備、風水害、地震・津波災害等をはじめ各種災害に対応するために平常時からとるべき措置等、災害に備えた防災活動全般について提示した。

第2部 災害予防計画

第1章 災害に強いまちづくりに関する計画	1
第1節 町土保全対策	1
第2節 水害予防計画	3
第3節 土砂災害予防計画	6
第4節 建築物災害予防計画	8
第5節 道路災害予防計画	11
第6節 ライフライン施設等災害予防計画	12
第7節 危険物等災害予防計画	13
第2章 地域防災体制の確立に関する計画	14
第1節 防災知識普及計画	14
第2節 防災訓練計画	17
第3節 消防団の育成・強化	20
第4節 自主防災組織の整備計画	21
第5節 企業防災の促進、民間防災組織の整備計画	23
第3章 相互応援体制の確立に関する計画	25
第4章 防災業務施設の整備計画	27
第1節 災害対策本部の空間・機能等の整備計画	27
第2節 通信施設の整備計画	27
第3節 水防、消防及び救助設備の整備計画	28
第4節 電算システムの安全対策計画	30
第5章 備蓄物資・緊急物資の確保計画	31
第6章 避難体制の整備計画	33
第1節 指定避難所等、避難路の整備計画	33
第2節 避難誘導、受入れ体制の整備計画	36
第7章 緊急輸送活動体制の整備計画	38
第8章 医療・保健に係る災害予防計画	40
第9章 火災予防計画	42
第10章 救助・救急体制の整備計画	44
第11章 生活福祉に関する災害予防計画	45
第12章 要配慮者支援計画	47

第1章 災害に強いまちづくりに関する計画

第1節 町土保全対策

項 目	担 当
第1 治山事業	農林課
第2 治水事業	建設課、農林課
第3 地すべり、山崩れ対策	総務課、建設課、農林課
第4 農作物対策	農林課

第1 治山事業

本町は町域の広範囲を山林が占めるため、県と連携し、山腹崩壊地、はげ山、流出土砂の異常な堆積をしている溪流などの荒廃山地を復旧整備し、災害の防止、軽減を図るとともに、山腹崩壊危険地、はげ山移行地、侵食などにより荒廃のきざしのある溪流などの荒廃危険山地の崩壊等を未然に防止する。また、適切な造林（保育）を行い、肥えた土壌の形成による保水機能の回復及び排水路の整備を図る。

第2 治水事業

1 河川

洪水、氾濫等の防止のため、普通河川の改良及び浚渫を行う。また、町内の二級河川についても県の計画に協力し、整備を促進する。

なお、土砂・流木による被害の危険性が高いと想定される河川においては、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施する。

2 溜池

平時から定期的な点検を行うなど適正な管理を行う。また大雨が予想される時は貯水量を下げる等十分な指導・監督を行う。

3 水路

市街地等への出水を防止するため、水路等の整備を促進する。

4 土地開発等

土地開発や宅地造成等による流出量の増大は、河川や既存排水路に大きな負荷が生じるおそれがあるので、十分な指導・監督を行う。

第3 地すべり、山崩れ対策

本町では、地勢の関係上、地すべり、山崩れが多発することが予想される。したがって、県と連携しながら地下水排除のためのボーリング工事や地表水地下浸透防止のための排水工事などの防止工

事を適切に行う。さらに、地すべり危険区域内及び隣接箇所での工事については、特に災害予防に注意を払い、個人が行う工事についても指導する。

第4 農作物対策

1 水稻に関するもの

風水害、干害、冷害等を受けやすい地帯には、抵抗性品種の採用を原則として、特に風水害に備えて早期栽培の普及を図る。

2 果樹に関するもの

- 支柱、暴風棚、暴風垣、防風林を設置する。
- 敷草、敷わらの徹底と草刈りを勧める。
- 排水溝を整備し、表土の流出を防止する。
- 倒伏樹は引き起こして、支柱に結束し、追肥を施して樹勢の回復に努める。
- 被災後は、薬剤を散布して病虫害の防除に努める。
- 折れた枝は切り返し、接（つぎ）ろうを塗布する。落葉が甚だしいときは、枝幹に薄い石灰を塗布し、日焼けを防止する。
- 干ばつに備えて、特に樹勢回復のため、結束量の調整と薄い追肥を施す。

3 野菜に関するもの

- 支柱栽培を勧め、倒伏を防止する。ビニール栽培には暴風垣の設置を進める。
- 風水害の場合は、排水溝の整備に努めるほか、敷わらを敷き、表土の流出を防止する。
- 備蓄種子及び種苗の確保を図る。

第2節 水害予防計画

項 目	担 当
第1 水防上重点をおくべき区域の設定	総務課、建設課
第2 水防体制の強化	総務課、建設課、消防団
第3 浸水想定区域等の指定	総務課、建設課
第4 浸水想定区域等における避難確保のための措置	総務課、建設課

第1 水防上重点をおくべき区域の設定

町内では、水防上重点をおくべき重要水防区域として、二級河川10箇所（村木川、井石川、野々川、川内川、志折川、田別当川、金屋川、長野川、皿山川、中尾川）が指定されている。

■町内の重要水防区域（二級河川）

水 防 管 理 団体名	水系名	河川名		延長 (m)	位置	重要度	予想される事態	水防工法
波佐見町	川棚川	村木川	右 左	2500 1700	川棚川合流点より橋口橋上流 50m 川棚川合流点より 6 号橋	C	溢水、決壊	積土のう工
波佐見町	川棚川	村木川	右 左	100 600	橋口橋上流 50mより橋口橋上流 150m 6 号橋より橋口橋下流 150m	B	溢水、決壊	積土のう工
波佐見町	川棚川	村木川	右 左	200 500	橋口橋上流 150mより上流端 橋口橋下流 150mより上流端	C	溢水、決壊	積土のう工
波佐見町	川棚川	井石川	右 左	200 300	川棚川合流点より上流 200m 川棚川合流点より大日橋下流 150m	C	溢水 溢水、決壊	積土のう工
波佐見町	川棚川	井石川	右 左	100	川棚川合流点上流 200mより大日橋下流 150m	A	溢水 溢水、決壊	積土のう工
波佐見町	川棚川	井石川	右 左	200 200	大日橋下流 150mより大日橋上流 50m 大日橋下流 150mより大日橋上流 50m	B	溢水	積土のう工
波佐見町	川棚川	井石川	右 左	2605 2605	大日橋上流 50mより谷源志橋 大日橋上流 50mより谷源志橋	C	溢水	積土のう工
波佐見町	川棚川	野々川 川	右 左	100	熊野橋より上流 100m	B	溢水、決壊	積土のう工
波佐見町	川棚川	野々川 川	右 左	400 800	熊野橋上流 100mより野々川ダム 川棚川合流点より野々川ダム	C	溢水 溢水、決壊	積土のう工
波佐見町	川棚川	川内川	右 左	100 100	川棚川合流点より片瀝橋上流 100m 川棚川合流点より片瀝橋上流 100m	B	溢水	積土のう工
波佐見町	川棚川	川内川	右 左	2247 2247	片瀝橋上流 100mより大平第一橋上流 100m 片瀝橋上流 100mより大平第一橋上流 100m	C	溢水、決壊	積土のう工
波佐見町	川棚川	志折川	右 左	1826	川棚川合流点より神林橋上流 250m	C	溢水	積土のう工
波佐見町	川棚川	志折川	右 左	1826	川棚川合流点より神林橋上流 250m	B	溢水	積土のう工

水防管理 団体名	水系名	河川名		延長 (m)	位置	重要度	予想される事態	水防工法
波佐見町	川棚川	田別当 川	右	2177	川棚川合流点より14号橋上流30m	B	溢水、決壊	積土のう工
			左	2177	川棚川合流点より14号橋上流30m			
波佐見町	川棚川	金屋川	右	1972	川棚川合流点より上流端	C	溢水	積土のう工
			左	900	川棚川合流点より金屋橋下流50m			
波佐見町	川棚川	金屋川	右	100	金屋橋下流50mより金屋橋上流50m	B	溢水	積土のう工
			左					
波佐見町	川棚川	金屋川	右	972	金屋橋上流50mより上流端	C	溢水	積土のう工
波佐見町	川棚川	長野川	左					
波佐見町	川棚川	長野川	右	100	川棚川合流点より上流100m	B	溢水	積土のう工
			左	300	川棚川合流点より上流300m			
波佐見町	川棚川	長野川	右	2676	川棚川合流点上流100mより河蟬橋上流250m	C	溢水	積土のう工
			左	2476	川棚川合流点上流300mより河蟬橋上流250m			
波佐見町	川棚川	皿山川	右	400	村木川合流点より上流400m	A	溢水、決壊	積土のう工
			左					
波佐見町	川棚川	皿山川	右	1000	村木川合流点より上流1000m	B	溢水、決壊	積土のう工
			左	600	村木川合流点上流400mより上流600m			
波佐見町	川棚川	中尾川	右	2515	井石川合流点より19号橋上流100m	C	溢水、決壊	積土のう工
			左	2515	井石川合流点より19号橋上流100m			

資料：令和3年度長崎県水防計画

第2 水防体制の強化

町及び消防団は、水防計画に基づき、消防本部及び関係機関と連携し、浸水等による被害を最小限にとどめるため、水防体制の強化に努める。

また、青年層・女性層の団員への参加促進等水防団の活性化を推進するとともに、NPO、民間企業、自治会等多様な主体を水防協力団体として指定することで水防活動の担い手を確保し、その育成、強化を図る。

■水防体制の強化事項

- 河川情報の観測施設の整備、管理
- 情報連絡体制の整備
- 水防倉庫の整備及び保守点検
- 水防用資機材の点検、補充
- 水防に係る研修、訓練を通じた水防意識、水防技術等の向上

第3 浸水想定区域等の指定

1 洪水浸水想定区域（外水による浸水想定区域）

水防法第14条に基づき、洪水予報河川及び洪水特別警戒水位への水位の到達情報を通知及び周知する河川（水位周知河川）において、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、想定し

得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域として指定し、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等と併せて公表される。

2 雨水出水浸水想定区域（内水による浸水想定区域）

知事又は町長は、指定した排水施設等について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、当該指定に係る排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は当該指定に係る排水施設から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域（水防法第14条の2）として指定するものとする。

第4 浸水想定区域等における避難確保のための措置

1 浸水想定区域内の要配慮者利用施設に対する周知

町は、浸水想定区域内に要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設、その他主として防災上の配慮を要する者が利用する施設。以下「要配慮者利用施設」という。）がある場合は、地域防災計画に洪水浸水想定区域、雨水出水想定区域ごとに、これらの施設の名称及び所在地を定めるものとする。

⇒資料編 9. 要配慮者利用施設一覧

2 要配慮者利用施設における管理者等の責務

地域防災計画にその名称及び所在地を定められた浸水想定区域内にある要配慮者利用施設の管理者又は所有者は、洪水時等の施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図るために必要な訓練、その他の措置に関する計画（避難確保計画）を作成しなければならない。避難確保計画を作成したときは、遅滞なく、これを町長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

■避難確保計画に含ませる事項

- ①要配慮者利用施設における洪水時等の防災体制に関する事項
- ②要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の避難の誘導に関する事項
- ③要配慮者利用施設における洪水時等の避難の確保を図るための施設の整備に関する事項
- ④要配慮者利用施設における洪水時等を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項
- ⑤自衛水防組織を置く場合にあっては、当該自衛水防組織の業務に関し、次に掲げる事項
 - ア 水防管理者その他関係者との連絡調整、利用者が避難する際の誘導その他水災による被害の軽減のために必要な業務として自衛水防組織が行う業務に係る活動要領に関する事項
 - イ 自衛水防組織の構成員に対する教育及び訓練に関する事項
 - ウ その他自衛水防組織の業務に関し必要な事項
- ⑥前各号に掲げるもののほか、要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

また、要配慮者施設の管理者等は、施設利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を行う

自衛水防組織を置くよう努めなければならない。自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、町長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

3 住民等への周知

浸水想定区域に指定された区域の住民及び該当施設を利用する周辺住民に対して、上記内容について必要な事項を町広報紙、ハザードマップ、浸水関連標識等により周知する。なお、河川近傍や浸水深の大きい区域については早めの避難を促すとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。

第3節 土砂災害予防計画

項 目	担 当
第1 土砂災害警戒区域等の設定	総務課、建設課
第2 土砂災害警戒区域等における避難確保のための措置	総務課、建設課

町、県及びその他防災関係機関は、地震及び風水害時に流出・堆積物等による土砂災害を未然に防止するため、危険箇所の実態を調査し、危険な箇所における災害防止策を実施するとともに、必要な指定等を行う。

第1 土砂災害警戒区域等の設定

町内では、土砂災害防止法（平成12年法律第57号）に基づく土砂災害警戒区域が、計713箇所（うち、687箇所が土砂災害特別警戒区域）指定されている。

■土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域

	区域の概要	指定区域数			
		土石流	急傾斜地	地すべり	計
土砂災害警戒区域 (イエローゾーン)	急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる範囲で、土砂災害についての危険周知や警戒避難体制の整備が行われる。	194	497	22	713
土砂災害 特別警戒区域 (レッドゾーン)	急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われる。	191	496	0	687

⇒資料編 3. 土砂災害警戒区域一覧

第2 土砂災害警戒区域における避難確保のための措置

1 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に対する周知

土砂災害（特別）警戒区域内に、要配慮者利用施設がある場合は、地域防災計画に、当該要配慮者利用施設の名称及び所在地を定めるものとする。

⇒資料編 9. 要配慮者利用施設一覧

2 要配慮者利用施設における管理者等の責務

地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の管理者又は所有者は、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、次の事項を含む避難確保計画を作成しなければならない。避難確保計画を作成したときは、遅滞なく、これを町長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

■避難確保計画に含ませる事項

- ①要配慮者利用施設における急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における防災体制に関する事項
- ②急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における要配慮者利用施設を利用している者の避難の誘導に関する事項
- ③要配慮者利用施設における急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における避難の確保を図るための施設の整備に関する事項
- ④要配慮者利用施設における急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項
- ⑤前各号に掲げるもののほか、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

3 ソフト対策等の推進

町は、県と連携し、土砂災害防止法（平成12年法律第57号）等の規定に基づき、次のようなソフト対策等の推進に努める。

- ハザードマップ等による土砂災害（特別）警戒区域の周知
- 警戒避難体制の確立
- 住宅等の新規立地の規制
- 既存住宅の移転促進等

第4節 建築物災害予防計画

項 目	担 当
第1 特殊建築物の災害予防対策	総務課、建設課
第2 教育施設の災害予防対策	総務課、教育委員会
第3 文化財の災害予防対策	総務課、教育委員会
第4 一般住宅に対する災害予防対策	総務課、建設課
第5 宅地の災害予防対策	総務課、建設課
第6 関係機関・団体との連携体制の整備	総務課、建設課
第7 被災建築物等の危険度判定体制の確立	総務課、建設課

第1 特殊建築物の災害予防対策

特殊建築物※の安全性を確保し災害を防止するため、建築基準法第12条に基づく建築物の指定をし、保安状況の定期調査報告を求め安全な維持管理をする。

特殊建築物のうち、学校、病院、工場、事務所、スーパーストア、その他多数の者が出入りし、勤務し、又は居住する建築物については、必要な消防用設備等の整備、防火管理者の設置、消防計画の策定等を促進し、あわせて予防査察については、佐世保市東消防署（波佐見出張所）が行い、火災予防の徹底を図る。

※特殊建築物：学校、体育館、病院、集会場、展示場、スーパーストア、市場、遊技場、旅館、共同住宅、下宿、工場、倉庫、自動車車庫、危険物の貯蔵庫と畜場、火葬場、汚物処理場、その他これらに類する用途に供する建築物をいう。

地震対策としては、次の事項について、建築物・施設の所有者等に対して啓発を行い、建築物等の安全化の促進を図る。

- 学校、医療機関等、防災対策上特に重要な施設の不燃化
- 石油コンビナート、薬品を管理する施設、ボイラー施設等危険物施設の耐震性の確保、緩衝地帯の整備等
- 建築物の落下物対策、ブロック塀等の安全化等
- 機能維持のためのライフライン施設の強化とバックアップ体制

第2 教育施設の災害予防対策

老朽危険校舎の改築促進に努めるとともに、既存教育施設の耐震化、不燃化、必要な防災設備、緊急避難設備の整備を進める。

また、学校を整備するときは、校地の防災上の諸条件、特に浸水、地すべり、崖崩れなどの自然的環境を考慮し、災害発生時の避難通路の確保等災害防止の諸問題について十分検討のうえ位置の決定を行う。

火災防止対策については、関係機関との連携を密にして、その予防並びに初期消火に必要な消防用水利の確保と、火災報知設備、消火器、バケツ等資器材の整備促進を図る。

第3 文化財の災害予防対策

波佐見町教育委員会が責任を持って、以下の予防対策の実施に努める。

1 予防施設・設備の整備

耐震、耐火構造の文化財収蔵庫、保管庫等の設置促進、及び消火設備、火災報知設備、避雷設備、防火塀、防火壁等の整備促進を図る。また、消火器、防火水槽、防火戸、消防進入路等の既存設備の維持・整備を図る。

2 予防対策指導

災害発生の場合の通報設備・方法・組織等の確立と近接住民の協力も含む自衛消防体制の育成強化に努める。特に、消防機関等との連絡を密にし、夜間における保護管理と防災の徹底を図る。

また、火気禁止区域や禁火区域の設定、注意標札の設置、浮浪者の侵入防止等の予防措置を図る。

さらに、毎年1月26日には、文化財防火デーとして、全国的に訓練等が実施されることから、住民の防火思想の普及、消防関係者による防火訓練等を計画して予防対策の高揚を図るものとする。

一方、文化財は、特殊な構造となっているものが多く、その取扱いについては慎重を要するため、所有者、近隣者、又は消防関係者に取扱い方法、搬出方法等の指導を実施する。

第4 一般住宅に対する災害予防対策

木造住宅については、住民が自宅の耐震性を診断し補強を行うよう、県が策定した「木造住宅の耐震診断基準及び改修設計指針」等により啓発・指導を行い、耐震補強等を促進する。

また、地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とし、政府が再保険を引き受ける公的保険制度であり、被災者の生活再建にとって有効な手段の1つであるため、町は、その制度の普及促進に努めるものとする。

第5 宅地の災害予防対策

大地震や豪雨等の自然災害により宅地が大規模に被災した場合に、適切な応急対策を講じることができ、二次災害の軽減・防止や被災宅地の円滑な復旧に資するよう、危険が予想される地域・地区の調査を行い、基礎的台帳を作成する。なお、対象は、農地、採草放牧地及び森林並びに道路、公園、河川その他、宅地造成等規制法施行令で定める公共の用に供する施設の用に供せられている土地以外の土地とする。

なお、大規模な盛土造成地については、その位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表するよう努めるとともに、滑落崩落のおそれが大規模盛土造成地において、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努める。また、古い石垣等の改善対策を検討するとともに、宅地の安全性確保に関する情報提供や注意喚起を行う。

また、被災後の宅地の調査・危険度判定を行う判定士の養成・登録及び派遣のための訓練を行う。

第6 関係機関・団体との連携体制の整備

建築物及び宅地に係る予防対策を相互に関連づけ、情報の合理的、効率的な蓄積と発信を図れるよう、県をはじめ「長崎県建築物等総合防災対策推進協議会」の構成団体との連携体制を平時より構築しておくものとする。

また、地震により被災した建築物の安全性を判定し、大地震後の地震活動による倒壊や落下物による二次災害の防止を図るため、県や建築団体と連携して、被災建築物応急危険度判定体制の整備や判定士の養成に努める。

第7 被災建築物等の危険度判定体制の確立

1 被災建築物の応急危険度判定体制の確立

地震により被災した建築物の安全性を判定し、また大地震後の地震活動による倒壊や落下物による二次災害の防止を図るため、被災建築物応急危険度判定体制の整備を図る。

体制の整備にあたっては、被災建築物応急危険度判定士を対象とした電話による連絡訓練等を実施し、判定士の確保に努める。

2 被災宅地危険度判定体制の確立

地震により被災した宅地の安全性を判定し、大地震後の地震活動による転倒や崩落、滑落による二次災害の防止を図るため、被災宅地危険度判定体制の整備を図る。

体制の整備にあたっては、被災宅地危険度判定士を対象とした講習や訓練を実施し、一定数以上の被災宅地危険度判定士の確保に努める。

第5節 道路災害予防計画

項 目	担 当
第1 道路パトロールの実施	総務課、建設課、農林課
第2 異常箇所に対する応急防護措置等	総務課、建設課、農林課
第3 道路管理に関する県との連絡・調整	建設課、農林課

共
通
編

風
水
害
等
災
害
応
急
対
策
編

地
震
・
原
子
力
災
害
応
急
対
策
編

資
料
編

第1 道路パトロールの実施

1 通常時の道路パトロール

道路管理に万全を期し、道路の構造を保全することで、災害時にも円滑な交通を確保することを目的に、町が所管する町道、農林道を対象にパトロールを定期的の実施し、以下の事項について把握する。

- 一般交通及び住民に危害を与えるおそれのある道路並びに沿道区域の異常欠陥の発見
- 路面、路肩、構造物の外観、交通安全施設等の損傷状況及び原因の発見
- 路面落下物の除去
- 道路法第24条、第32条に係る工事の実施状況の把握。特に工事中の交通の確保並びに標識及び危険防止施設の設置状況
- 道路の不法占用、不法投棄等の発見、取り締まり
- 降雨時の排水状況及び路側崩壊、崩土、落石等の状況

2 異常時の道路パトロール

台風や豪雨、地震等の異常天然現象に対しては、あらかじめ危険と思われる箇所を重点的に事前にパトロールするとともに、事後にも速やかにパトロールし、被害の早期発見に努め、交通規制等の措置を図る。

第2 異常箇所に対する応急防護措置等

1 応急防護措置

所属長は、パトロール員からの報告に基づき、速やかに必要な措置を講じるものとする。ただし、措置までに日時を要するものについては、ただちに、危険防止又は交通事故防止のため、簡単な障害物の除去等取り得る限りの応急措置を講じなければならない。

2 交通規制

応急防護措置の実施にあたり、必要に応じて交通規制を実施する。なお、その際、関係機関への情報連絡及び通行者に対する情報提供（迂回路の案内等）に努めるものとする。

第3 道路管理に関する県との連絡・調整

県が管理する町内の県道区間について異常等を発見し、もしくは通報を受けたときは、県（道路維持課）にその旨を連絡し、応急措置の実施等について依頼するものとする。

第6節 ライフライン施設等災害予防計画

項 目	担 当
第1 上水道施設の災害予防計画	水道課
第2 下水道施設の災害予防計画	水道課
第3 電力施設の災害予防計画	九州電力送配電（株）
第4 電話施設の災害予防計画	（株）NTTフィールドテクノ

施設の耐震化、幹線系の複数系統化、広域応援体制の確立、他事業者間の連絡等、非常体制の整備など、災害に対するライフライン施設の安全性の強化を図り、災害に強いまちづくりを推進する。

第1 上水道施設の災害予防計画

1 上水道施設の耐震性の強化

町は、水道施設の新設、拡張、改良等に際しては、日本水道協会制定の指針等に基づき、十分な耐震設計及び施工に努める。

2 広域応援体制の整備

町は、災害時に近隣自治体、県等に要請・応援等を行える体制を整備する。

第2 下水道施設の災害予防計画

1 下水道施設の耐震性の強化

町は、下水道施設の施工等に際しては、十分な耐震性を有するよう努める。

2 広域応援体制の整備

町は、災害時に自治体間で要請・応援等を行える体制を整備する。

3 非常体制の整備

町は、大規模な災害が発生した際に円滑に対応できるよう、あらかじめ下水道事業業務継続計画の策定・更新に努める。

第3 電力施設の災害予防計画

町内に電力を供給している九州電力送配電（株）に電力施設の耐震強化を働きかけ、災害に強い電力施設をめざす。

第4 電話施設の災害予防計画

NTTフィールドテクノに電話施設の耐震強化を働きかけ、災害に強く信頼性の高い通信設備の構築をめざす。

第7節 危険物等災害予防計画

項 目	担 当
危険物等災害予防計画	総務課

危険物、火薬類、高圧ガス、電力設備等については、取扱上の不備や災害時における二次災害発生の原因となりえるため、危険物取扱者及び施設保安員の責任体制の確立を指導するとともに、危険物取扱者に対する保安教育の徹底を図る。

危険物取扱者等は、次の対策を講じ、災害発生の予防に万全を期するものとする。

- 法に規定する基準の維持
- 法に基づく保安検査及び立入検査の実施
- 施設ごとに防災計画を作成
- 従業員による自衛消防組織の編成・訓練
- 科学消防隊との連携強化及び相互応援協定の締結
- 通報・報告・連絡系統の整備と報告・連絡の徹底

■町内における危険物取扱施設の現況

施 設	施設数
屋内貯蔵所	2
屋外タンク貯蔵所	1
屋内タンク貯蔵所	1
地下タンク貯蔵所	4
簡易タンク貯蔵所	－
移動タンク貯蔵所	3
屋外貯蔵所	－
給油取扱所	7
販売取扱所	－
移送取扱所	－
一般取扱所	4
合 計	28

資料：令和3年版消防年報（佐世保市消防局）

第2章 地域防災体制の確立に関する計画

第1節 防災知識普及計画

項 目	担 当
第1 住民に対する防災教育	総務課
第2 町職員に対する防災教育	総務課
第3 教職員の研修及び児童生徒に対する教育	教育委員会

町は、本計画に基づき、防災関係職員及び一般住民に対し、災害予防、災害応急措置等防災知識の普及徹底を図り、より効果的な災害対策の実施に努めるものとする。その際には、要配慮者への対応や、被災時の男女のニーズの違い等にも留意する。

第1 住民に対する防災教育

町は、災害発生時に住民自らが的確な判断に基づき行動し、生命、身体又は財産を守れるよう、災害についての正しい知識、防災対応等についての必要な教育及び広報を行う。

■住民に対する教育項目（防災知識）

- 風水害（土砂災害含む）、地震に関する基礎知識
- 避難に関わる用語（避難指示、警戒レベル*等）の意味と内容
- 各地域の地震の危険性（規模の大きな地震の連続発生や各災害が複合的に発生する可能性もあること、過去の被災状況と教訓
- 災害発生時にとるべき行動（火気・ガスの始末、停電時の照明確保、避難行動等）
- 災害危険区域等に関する知識
- 指定避難場所、指定避難所、避難路、家族間の連絡方法、その他避難対策に関する知識
- 台風襲来時の家屋の保全方法、屋根・雨戸等の補強、排水溝の整備
- 住宅の耐震化、家具の転倒防止措置、火災予防等の平常時の準備
- 生活再建に向けた事前の地震保険・共済等への加入の必要性
- 非常食料・飲料水の備蓄（1人あたり最低3日分、できれば1週間分程度）、非常持ち出し品の準備
- 自動車へのこまめな満タン給油
- 応急手当等看護に関する知識
- 高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者への配慮と支援と体制

※警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。「居住者等がとるべき行動」、「行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。なお、居住者等には「自らの命は自らが

守る」という意識を持ち、避難指示等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災気象情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

■防災知識の普及方法

- 広報紙、ホームページ、SNS、パンフレット等刊行物、映画・ビデオ、スライド等による普及
- 防災マップ（ハザードマップ）*等の作成・配布
- 防災行政無線放送による広報
- 広報車による巡回
- 各地区放送による広報
- その他講習会、展示会
- 自主防災組織による防災訓練等による普及
- 学校教育、社会教育の機会を活用しての普及
- 火災予防運動、河川愛護運動等の災害安全運動

※防災マップ（ハザードマップ）の配布等に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

第2 町職員に対する防災教育

町は、行政による防災対策を積極的に推進すると同時に、地域における防災活動を率先して実施するため、町職員に対し、必要な知識や心構えなどについて研修会等を通じて教育を行う。

■町職員に対する教育項目（防災知識）

- 風水害、地震に関する基礎知識
- 波佐見町地域防災計画と町が実施している災害対策
- 災害が発生した場合に、町職員が具体的にとるべき行動（職員の動員体制と分掌事務、情報伝達体制、連絡方法等）
- 災害対策の課題その他必要事項

また、町の災害対応能力の向上を図るため、家屋被害認定士、被災宅地危険度判定士等の専門的な研修への参加を町職員に促すなど、資格保有者の養成に努める。

第3 教職員の研修及び児童生徒に対する教育

1 教職員の研修

教育委員会は、教職員に対し、防災教育の研修会等を定期的に行い、指導力の向上を図る。特に、災害時の教職員による避難誘導の重要性を踏まえ、防災知識や学校周辺地域における災害に対する危険性の認識を高め、臨機応変に適切な対応ができる判断力・指導力の向上を図る。

2 児童生徒に対する教育

教職員は、児童生徒に対し、教科、学級活動、ホームルーム活動、学校行事等教育活動全体を通じて、災害や防災の基礎的な知識、災害発生時の対処方法等の指導を行う。

このため、教育委員会は、小学校・中学校と発育段階に応じた防災に関する実践的な指導方法の開発・普及を行う。

また、日常の教育活動を通じて、児童生徒のボランティア活動への参加を促進し、災害時のボランティア精神の醸成を図る。

第2節 防災訓練計画

項 目	担 当
第1 総合防災訓練	総務課
第2 避難訓練	総務課、住民福祉課、長寿支援課、教育委員会
第3 水防訓練	総務課、消防団
第4 消防訓練	総務課、消防団
第5 自主防災組織訓練	総務課
第6 その他の個別訓練	総務課

この計画は、各種災害の発生に備え、防災関係諸機関相互の緊密な連携を確保するとともに、迅速かつ適切な救助・救護活動、避難誘導活動、水防作業等実践的かつ総合的な訓練を実施することにより、有事即応の態勢を確立することを目的とする。

防災訓練は、概ね次の訓練を災害応急対策の実施責任者を有する町及び各機関の長が行う。

なお、各防災訓練の実施後、事後評価を行い、課題等を明らかにするとともに、必要に応じ訓練実施方法や体制等の改善を図るものとする。

第1 総合防災訓練

町は、大綱に基づき、その都度総合防災訓練実施計画を定め、各機関の協力を得て訓練を実施するものとする。また、県が行う総合防災訓練等に参加することにより、災害時の対応についての知識及び技術の習得を行う。

■総合防災訓練の概要

訓練参加機関、団体	○波佐見町 ○防災関係機関（消防団、警察、常備消防） ○交通・ライフライン事業者（九州電力送配電、NTTフィールドテクノ） ○自主防災組織 ○婦人会その他の機関・団体
訓練内容	○非常無線通信訓練（非常用親局通信訓練） ○消防訓練 ○水防訓練 ○炊き出し訓練 ○避難訓練 ○救出・救護訓練 ○救助訓練

第2 避難訓練

1 住民を対象とした避難訓練

町は、災害時における避難指示等の発令・伝達、指定避難所の開設、避難誘導等、住民の避難に係る訓練を実施する。また、避難誘導訓練は、生命、身体、財産の保護を責務とする警察にも協力を求め実施する。

2 教育施設等における避難訓練

小中学校長は、小中学校児童生徒の避難訓練を実施する。また、公民館、文化会館等の社会教育施設については、避難訓練も含めた火災訓練を実施する。

3 社会福祉施設等における避難訓練

町長は、佐世保市消防局東消防署の協力により、社会児童福祉施設、病院、旅館、娯楽施設等、多数の人が集まる施設の管理者に対して、避難計画の作成、訓練実施について指導を行う。

施設の管理者は、避難計画に基づき、適宜避難訓練を実施するものとする。

第3 水防訓練

町並びに消防団は、河川等の水防に係る技術の向上及び習熟を図るため、以下の訓練を実施する。

- 観測（水量、雨量）訓練
- 通報（無線、伝達）訓練
- 動員（消防団の動員、住民の協力）訓練
- 輸送（機材、資材、人員）訓練
- 工法（各水防工法）訓練
- 避難、誘導、救助訓練

第4 消防訓練

町並びに消防団は、消防技術の向上及び習熟を図るため、以下の訓練を実施する。

- 非常招集訓練
- 消防機械器具操作訓練
- 消防放水訓練
- 人命救助訓練
- 通信連絡訓練
- 破壊消防訓練

第5 自主防災組織訓練

自主防災組織は、災害発生時に組織が円滑に地域における活動が行えるよう、以下の訓練を実施する。また、町（総務課）は上記訓練に対し助言・指導を行う。

- 情報の収集及び伝達の訓練
- 出火防止及び初期消火の訓練
- 避難訓練
- 救出及び救護の訓練
- 炊き出し訓練

なお、自主防災組織が防災訓練を行うにあたり、他の地域の自主防災組織あるいは地域内の学校や公民館、事業所、ボランティア団体等とも有機的な連携を図るとともに、町あるいは県が実施する総合防災訓練等にも積極的に参加するように努める。

訓練に際しては、女性をはじめ多様な主体の参画を促すほか、各地域における様々な条件を配慮してきめ細かく実施し、特に高齢者、障害者、外国人、乳幼児等の要配慮者に十分配慮した訓練内容とする。

第6 その他の個別訓練

町その他防災関係機関は、抜き打ちで訓練を実施するなど、現行の防災体制を検証するため、次のような個別訓練を単独又は共同で実施することにより、防災体制の充実強化を図る。

■ その他の個別訓練

訓練の名称	純連の概要
災害対策本部設置・運営訓練	被害状況の収集・伝達、災害想定に応じた応急対策の検討等、災害対策本部の設置・運営に係る訓練を実施する。
職員非常参集訓練	勤務時間外における災害の発生を想定し、職員の災害初動体制の迅速な確立を図るための情報伝達訓練及び参集訓練を実施する。
情報収集・伝達訓練	自主防災組織・消防団等と連携した災害情報収集訓練を実施するとともに、防災行政無線を活用した住民等への災害情報の伝達訓練を実施する（情報機器の操作の習熟訓練を含む）。また、国・県・防災関係機関等との情報伝達訓練を実施する。
指定避難所開設運営訓練	自主防災組織・学校等と連携した避難訓練及び指定避難所開設・運営訓練を実施する。
災害図上訓練	災害発生時に起こりうる様々な状況を想定し、それに対して情報収集・分析、伝達、決定等の対応を行う図上訓練を実施する。

第3節 消防団の育成・強化

項 目	担 当
第1 消防団員の育成	総務課
第2 消防団への加入促進	総務課

消防団は、常備消防とともに地域社会における消防防災の中核として救出救助、消火等をはじめとする防災活動において重要な役割を果たしているが、近年では、団員数の減少、高齢化、サラリーマン化等の問題を抱えている。

このような背景をふまえ、地域の防災力（消防力）の向上を図るため、以下のとおり、消防団の育成・強化を図る。

第1 消防団員の育成

消防団員を消防学校等に派遣入校させることにより、資質の向上を図るとともに、講習教育、初心者教育を実施する。

第2 消防団への加入促進

消防団の知識・技能等は、地域社会にとって有用なものであることから、これらを地域社会に広め、地域住民の消防団活動に対する理解を推進し、ひいては消防団への参加、協力への環境づくりを進める。

団員数の減少やサラリーマン化の現状を踏まえ、事業所への協力要請、女性消防団員の加入促進等を通じて消防団への参加を促進する。

第4節 自主防災組織の整備計画

項 目	担 当
第1 自主防災組織の組織化	総務課
第2 自主防災組織の育成	総務課
第3 地域防災リーダーの育成	総務課
第4 自主防災組織の活動拠点の整備	総務課
第5 地区防災計画作成の推進	総務課

阪神・淡路大震災等、近年発生した大規模災害では、災害発生当初の混乱した状況下においては、外部からの十分な支援や救援は期待できず、「自助」「共助」による避難・救出・救助活動が、人的被害を最小限に抑えるうえで有効であることが明らかになった。

このような教訓をふまえ、生活の場である地域の防災対策については、「自分たちの地域は自分たちで守る」という互助の精神に基づき、住民が自主的に防災活動を行う体制を確立することができるよう、住民による自主防災組織の設置を積極的に推進するとともに、組織の育成を図るものとする。

また、町と各自主防災組織との間で防災情報を共有するなど、平常時より連携・協力体制を構築する。

第1 自主防災組織の組織化

本町の自主防災組織は、令和6年4月1日現在で100%の組織率となっており、全自治会で組織化されている。

■自主防災組織の設置状況（令和6年4月1日現在）

自治会総数	自主防災組織設置数	組織率	備 考
22	22	100%	

■自主防災組織の役割（活動）

平常時から実施する事項	非常時(災害時)に実施する事項
○防災に関する知識の普及・啓発 ○地域における災害危険箇所の把握及び危険度の理解 ○家庭内の防災に関する話し合い ○各地域における指定避難所等、避難路の確認 ○石油ストーブ、ガス器具等の対震自動消火等火災予防措置の働きかけ ○家屋の補強、ブロック塀などの転倒防止 ○家具類等、家の中の落下倒壊危険物の対策 ○飲料水、食料、日用品、医療品等生活必需品の備蓄 ○最寄りの医療救護施設の確認 ○各地域の要配慮者及び避難支援の方法の確認 ○防災訓練の実施 ○防災資機材の備蓄、定期点検 ○地域内の他組織との連携 ○避難行動要支援者の把握	○災害情報の正確な把握・伝達 ○飲料水、食糧、燃料他非常持出品の準備 ○避難誘導の実施 ○火災予防措置及び初期消火の実施 ○負傷者の応急手当て及び軽傷者の救護 ○初期の救出、救助 ○炊き出し ○自力による生活手段の確保 ○指定避難所の運営支援 ○災害ボランティア活動との連携 ○その他災害時に必要な活動

第2 自主防災組織の育成

町は、自主防災組織の育成・強化を図るため、自主防災組織向けの啓発資料を作成・配布する他、各自主防災組織への個別指導・助言、自主防災組織ごとの訓練・研修会等を実施する。

■自主防災組織に対する普及・啓発事項

- 地震に関する基礎的な知識
- 災害危険箇所の把握
- 情報の収集、伝達体制
- 初期消火、出火防止対策
- 救出救護対策
- 避難誘導対策
- 避難行動要支援者対策

第3 地域防災リーダーの育成

町は、県と連携して、平常時には地域の意見をまとめ災害予防対策を推進し、災害発生時には災害応急対策等にリーダーとして活動できる人材の育成を、次のような方法で進める。

- 地域振興、防災、社会教育等の関係部局が連携して、自治会、事業所、各種団体に働きかけ、地域防災リーダー育成講座等により、防災に精通した人材を育成する。
- 地域防災リーダーとして経験を積んだ人材が地域防災リーダーの育成に当たるなど、効果的な育成方法を検討・実施する。
- 地域防災リーダーが地域や団体内だけで活動するのではなく、相互に情報を共有し連携して活動出来るよう支援する。

第4 自主防災組織の活動拠点の整備

町は、平常時は自主防災組織の研修・訓練の場となり、災害時には、避難、備蓄等の機能を有する活動の拠点となる施設の整備を促進するとともに、消火、救助、救護のための資機材の充実を図る。

なお、防災資機材については、自主防災組織が地域において効果的な防災活動が行えるよう、定期的に整備及び点検を行うものとする。

第5 地区防災計画作成の推進

町は、町内各地区の特性を踏まえた地区居住者等による自主・自立的な防災活動を促すため、地区防災計画※の策定について、各地区に働きかける。作成された各地区の地区防災計画については、適宜、本計画（波佐見町地域防災計画）に反映させるものとする。

※地区防災計画：地区居住者等（一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者）が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の当該地区における防災活動について定めた計画。

第5節 企業防災の促進、民間防災組織の整備計画

項 目	担 当
第1 企業防災の促進	総務課
第2 民間防災組織の確立、連携強化	総務課、商工観光課、子ども・健康保険課、教育委員会

第1 企業防災の促進

町は、町内企業に対し、企業のトップから一般職員に至る全職員の防災意識の高揚を図るとともに、企業防災マニュアルの作成等、企業防災の促進について働きかける。

また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

1 企業（事業所）による自主防災活動

企業（事業所）は、自主的な防災組織をつくり、関係地域の自主防災組織と連携をとり、事業所及び関係地域の安全の確保に積極的に努めるものとする。事業所等における自主防災活動は、それぞれの事業所等の実情に応じて、概ね次のものについて行うものとする。

- 防災訓練
- 従業員等の防災教育（災害時行動マニュアルの作成等）
- 情報の収集、伝達体制の確立
- 火災その他災害予防対策
- 避難対策の確立
- 応急救護等
- 飲料水、食料、生活必需品等、災害時に必要な物資の確保

2 事業継続計画（BCP）の作成

企業（事業所）は、災害応急対策及び災害復旧への役割発揮や経済被害軽減の観点から、事業継続計画（BCP）の作成に努める。

町は、必要に応じて、作成にあたってのアドバイスその他の支援を行う。

3 事業継続力強化計画の作成

中小企業は、自然災害等が発生した場合における事業活動を継続する能力の強化を図るため、自然災害等の影響の軽減及び事業活動の継続に資する対策や、その実効性を確保するための取組みについて定めた事業継続力強化計画（中小企業庁による認定制度）の作成・認定申請に努める。

町は、商工会と連携して策定した事業継続力強化支援計画に基づき、事業継続力強化計画の作成・認定申請の支援等を行い、中小企業の防災・減災対策の普及を促進する。

4 発災時における企業の対応

企業（事業所）は、豪雨や暴風等で屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業等、不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

第2 民間防災組織の確立、連携強化

災害時における応急活動・応急復旧作業等は、行政機関だけではなく、農業団体、赤十字奉仕団、社会教育関係団体等（PTA、婦人会、少年団体等公共的団体）の協力によりはじめて成果が期待できる。そのため、平常時から、これらの関連する機構及び団体との協力体制の確立に努める。

第3章 相互応援体制の確立に関する計画

項 目	担 当
第1 県との連携強化	総務課
第2 防災関係機関、民間事業者等との相互応援体制の整備	総務課
第3 他自治体との相互応援体制の整備	総務課
第4 受援計画の策定	総務課
第5 広域応援拠点等の整備	総務課

第1 県との連携強化

町は災害発生時における諸活動を円滑に行えるよう、県との連絡・連携体制を整備しておく。

第2 防災関係機関、民間事業者等との相互応援体制の整備

防災会議、防災訓練等を通じて、平常時から自衛隊、警察署、消防本部等の防災関係機関との連携を密にし、災害時に迅速な応急対策が実施されるよう、連携を強化する。

また、災害時には、民間の組織力や行動力、所有する物資や資機材を有効に活用し、迅速かつ確かな応急対策や復旧事業に取り組むことが重要である。このため、民間事業者等への協力要請の方法や連絡方法等についてあらかじめ定める協定の締結についても推進する。なお、特に建設業団体等については、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、災害協定の締結を推進するとともに、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に努めるものとする。

第3 他自治体との相互応援体制の整備

災害対策基本法第67条の規定に基づき、災害発生時の応急措置に関し他の市町の応援を要求できるが、要求に基づかない自主的な相互応援体制を整備するため、「長崎県県北区域防災相互応援協定」に基づく連携の強化を図る。また、必要に応じ、県外の市町村等との間の相互応援協定の締結に努める。

なお、他市町村からの応援要員の受入れのための連絡窓口の設置、活動拠点等の確保を速やかに行えるよう、あらかじめ調整をしておく。また、土木・建築職等の技術職員が不足している他市町村への中長期派遣等の支援を行うことを想定し、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。

第4 受援計画の運用

町は、国の「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」等を参考に策定した「波佐見町災害時受援計画」及び「波佐見町業務継続計画」に基づき、災害の規模や被災地のニーズ等に応じて他の自治体や防災関係機関等から応援を受けることができるよう、受援体制、受援に関する連絡・要請の手順、受援対象業務の整理、応援機関の活動拠点、応援要請の受入れ等について、平時から組織体制を整え適切な運用を図るものとする。

また、「被災市区町村応援職員確保システム」等を活用した応援職員の受入れについて、訓練等を行い、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

併せて、他の地方公共団体から応援要請があった場合に効果的な応援が行えるよう、実施体制、応

援に関する連絡・支援の手順、職員の派遣、物資の提供等について応援計画を策定するように努める。

第5 広域応援拠点等の整備

県や関係機関等と協議し、全県的な見地から広域応援活動を実施する上で、応援隊の受入れ・活動調整の拠点となる場所、施設等を選定・整備し、関係機関と情報を共有する。

⇒資料編 4. 災害時応援協定等一覧

第4章 防災業務施設の整備計画

第1節 災害対策本部の空間・機能等の整備計画

項 目	担 当
災害対策本部の空間・機能等の整備計画	総務課

町は、災害対策本部等主要な行政施設が災害時にその機能を発揮できるように、地震等の大規模災害に対する安全性を点検し、必要な対策を講じる。

また、必要な災害応急対策要員の収容及び外部からの応援人員の受入れを考慮して、災害対策本部の空間の確保、非常用電源設備、通信施設の整備、資機材の配備を行い、本部設置の決定後、直ちに使用できる状態にしておくものとする。

第2節 通信施設の整備計画

項 目	担 当
通信施設の整備計画	総務課

災害の発生が予想される場合、地域住民に対し速やかに気象状況、避難誘導等の伝達を図るとともに、災害が発生した場合の対策について緊密な連絡がとれるよう、防災行政無線の維持整備を図る。

また、情報伝達手段の多重化・多様化、連絡・通信手段を強化するための衛星携帯電話や災害時優先携帯電話等の機器の充実に努める他、戸別受信機の整備等（令和2年度設置済）、より確実に住民等に情報伝達するための伝達手段の導入について検討する。

■防災行政無線（同報系）の整備状況（令和6年3月末現在）

親局	再送信子局	簡易中継局	同報子局	拡声子局	車載	携帯
1	1	2	23	37	25	20

■防災行政無線の整備方針

整備方針	整備内容
同報無線の屋外拡声方式の利用	風雨等の気象条件、住宅構造、騒音等の原因により、聴取が困難な場合があるため、情報伝達の迅速化、確実化を期すため、屋外拡声方式のみでなく、屋内受信方式との併用を十分考慮して、普及促進を図る。
屋内受信方式の導入	住民に対してきめ細やかな情報を確実に伝達するため全世帯に戸別受信機を設置する。

第3節 水防、消防及び救助設備の整備計画

項 目	担 当
第1 水防機具資材の整備充実	総務課、消防団
第2 消防施設の整備	総務課、消防団
第3 救助・救命用具の整備充実	総務課、消防団

第1 水防機具資材の整備充実

水防機具資材は、長崎県水防計画に規定されている「資材等備蓄基準」を参考として整備するものとする。

■水防資材等保有数一覧表（令和6年4月現在）

現在保有数量		
種 類	東地区水防倉庫	南地区水防倉庫
ビニロン袋土のう	1,500 袋	400 袋
鉄杭	100 本	180 本
ブルーシート	125 枚	10 枚
ロープ	700m	200m
丸太	100 本	150 本
掛矢（かけや）	5 丁	5 丁
スコップ	35 丁	24 丁
ハンマー	2 丁	24 丁
鉄線	2 k g	2 k g
斧	15	15
鎌	15	15
ノコギリ	15	15
照明灯	2 基	1 基
土のう	100 個	30 個

第2 消防施設の整備

消防施設の整備計画は「消防力の基準」及び「消防水利の基準」に基づいて整備を図るものとする。

■消防施設一覧表（令和6年4月現在）

①消防詰所、格納庫

区分	所在地	建築年度	構造	建築面積 ㎡
第1分団	宿郷 503-1	平 6	鉄筋コンクリート造 1階	77
	田ノ頭郷 353-4	平 2	鉄筋コンクリート造 1階	21
第2分団	井石郷 2236-1	平 24	鉄筋コンクリート造 1階	97
第3分団	野々川郷 1546	平 9	鉄筋コンクリート造 1階	40
	湯無田郷 850-1	平 17	鉄筋コンクリート造 1階	76
第4分団	川内郷 1394-2	平 12	鉄筋コンクリート造 1階	16
	長野郷 299-5	令 1	鉄筋コンクリート造 1階	81
第5分団	中尾郷 820	平 15	鉄筋コンクリート造 1階	90
第6分団	永尾郷 328-6	平 25	鉄筋コンクリート造 1階	95
第7分団	村木郷 106-1	平 10	鉄筋コンクリート造 1階	89
第8分団	志折郷 1777-7	平 19	鉄筋コンクリート造 2階	108

②消防ポンプ自動車等現有台数

分団名	消防ポンプ自動車	小型動力ポンプ	積載車	積載車（軽）	発電機	救助資機材搭載車
本部					5	
1分団	1	1		1	1	
2分団	1	1			2	1
3分団	1	1		1	1	
4分団	1	1		1	1	
5分団		2	1	1	2	
6分団		2	1	1	1	
7分団		2	1	1	1	
8分団		2	1	1	1	
計	4	12	4	7	15	1

③消防水利施設

消火栓	防火水槽	計
457	177	634

第3 救助・救命用具の整備充実

救命用具、救助用物資の整備拡充については、災害の実態と照らし、今後必要に応じて整備を図るものとする。

第4節 電算システムの安全対策計画

項 目	担 当
第1 電算室に関する予防措置	総務課
第2 コンピューター及びデータファイルの保管に関する予防措置	企画情報課
第3 復旧体制等の整備	企画情報課

発災の際、電算室内の被害を最小にするとともに、速やかに再稼働させることができるよう、電算システム等コンピューターの災害予防として次に示す措置を講ずるものとする。

第1 電算室に関する予防措置

電算室内の施設・構造等に対して、平常時より以下の予防措置を講ずるものとする。

- 天井・照明器具の落下防止
- OAフロア床の跳ね上がりや落下防止
- 壁、窓ガラスの破損防止
- 避難エリア、通路の確保
- 電源設備及び空調設備の固定、非常用電源の確保

第2 コンピューター及びデータファイルの保管に関する予防措置

コンピューター及びデータファイルについては、以下の予防措置を講ずるものとする。

- コンピューターに関すること
 - ・機器の移動、転倒防止
 - ・ケーブルの断線やコネクタのゆるみ防止
 - ・データファイルの破損防止
- データファイルの保管に関すること
 - ・データファイルの別室への二重保管（バックアップ）
 - ・データテープ保管棚の転倒防止
 - ・保管庫類の転倒防止
 - ・行政情報及びシステムのクラウド管理
 - ・通信回線の冗長化

第3 復旧体制等の整備

ソフト面の防災対策として、以下の予防措置を講ずるものとする。

- 防災体制の明確化
- 発災時の処置、手段要領の作成と周知徹底
- 復旧連絡網の整備
- 各種電算管理規定の遵守

第5章 備蓄物資・緊急物資の確保計画

項 目	担 当
第1 主要食糧・生活物資の備蓄	総務課
第2 医薬品の確保	子ども・健康保険課

町は、被災住民に給与する食料品等の物資の調達及び供給計画を策定し、その計画に基づく調達及び供給を行うための環境及び体制の整備に努めるものとする。

第1 主要食糧・生活物資の備蓄

1 町による備蓄

町は、被災地における迅速な物資の供給を図るため、必要物資の備蓄を行うものとする。なお、備蓄品目や備蓄量、備蓄場所等については、「災害時の物資備蓄等に関する基本方針」（平成26年3月31日策定）に基づき定めるものとする。

■備蓄する食糧・生活物資

食 糧	発災初期に生命維持のために最低限必要な物資として、加熱調理が不要な主食系の食料を中心に備蓄する。また、高齢者やアレルギー疾患へも配慮し、なるべく汎用性の高いものを選定する。 (アルファ化米、缶詰パン、レトルトおかゆ、粉ミルク、即席麺 等)
飲料水	飲料水の供給の大部分は、水道事業体等による応急給水によるものとするが、応急給水活動の補完や発災直後用としてペットボトルの飲料水を備蓄する。
毛 布	防寒対策や指定避難所での敷物としても利用できる毛布を備蓄する。
衛生品	日常生活に欠かせない簡易トイレ、生理用品、紙おむつ（大人用・子供用）、マスク、消毒液などを備蓄する。
その他の必要物資	タオル、下着、敷物、卓上コンロ、ボンベ、雨具類、軍手、ちり紙、鍋、やかん、食器類、バケツ、ポリ袋、マッチ・ライター、ろうそく、懐中電灯、乾電池 等

備蓄数量は、被災により自ら備えた備蓄品を持ち出すことができない避難者数の3日分を目標とする（流通備蓄を含む）。備蓄品は、原則として、長期間保存可能なものとし、要配慮者や女性等に配慮した物資の備蓄に努める。

なお、住民が家庭や職場で、最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の食料、飲料水を備蓄するよう、平時より啓発するとともに、事業所等における物資の確保についても啓発を図る。

また、備蓄品の保管・管理については、特に食品等で明確な使用期限があるものは、期限の管理を計画的に行い、円滑な更新ができるよう配慮するとともに、雨漏りや虫食い、劣化などによる使用不能品がないか、定期的の中身の確認を行うものとする（年1回程度）。

⇒資料編 5. 備蓄物資一覧

2 備蓄拠点の整備等

物資の備蓄倉庫は、浸水被害等を受けない場所を選定して設置するとともに、耐震・耐火性の高い構造を基本とし、防災基盤整備事業等により、計画的に整備を図るものとする。また、指定

避難所等に分散配置するなどの措置を行い、リスクの分散や災害時の迅速な対応を図る。

なお、備蓄拠点については、輸送拠点として指定し、県と連携・調整のうえ、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるようあらかじめ体制を整備する。

3 住民等による備蓄

町は、住民が自発的に備蓄に取り組むよう啓発に努める。なお、住民自らが備蓄する目標数量は、国の防災基本計画をふまえ、1人3日分以上とする。

また、町内の事業所等に対して、災害発生に備えて、社内備蓄を図るよう要請するものとする。

4 調達・搬送・配布体制の整備

備蓄物資を補完するとともに、被災者のニーズに対応した食糧・生活物資等を迅速に調達するため、関係業界等とあらかじめ供給協定を締結するなど、災害時における緊急物資の調達体制を整備しておくものとする。また、町単独での調達が困難で必要物資が不足した場合の調達体制（県や他市町村への要請体制、県のプッシュ型支援の受入れ体制等）の整備に努める。

また、町は、被災者への食糧・生活必需品等の受入れ、搬送及び配布についてのマニュアルを整備するとともに、必要物資の配送状況や指定避難所等におけるニーズ把握のための情報共有システムの導入について検討する。

第2 医薬品の確保

災害のため医療が混乱し、被災者の住民が医療の途を失ったような場合、応急的に医療を実施し、被災者の保護を図る必要がある。このため、緊急用医療品等については迅速に供給できるよう、あらかじめ備蓄するとともに、必要に応じてすみやかに調達が可能なよう、民間事業者との協定締結を進める。

また、災害時における防疫措置の徹底を図るため、防疫用医薬品を緊急に確保できるよう、あらかじめ備蓄するとともに、すみやかに調達が可能なよう、民間事業者との協定締結を進める。

第6章 避難体制の整備計画

第1節 指定避難所等、避難路の整備計画

項 目	担 当
第1 指定避難所等の指定、整備	総務課
第2 避難路の整備	総務課

町は、災害発生時に住民等の適切な避難行動につなげるため、災害種別に応じた指定避難所等を指定・整備するとともに、指定避難所等まで安全に避難できる避難経路の整備を推進する。

第1 指定避難所等の指定

1 指定避難所等の指定、整備

各種災害が発生した場合、住民の生命及び身体の安全を確保するために、公園、学校等公共的施設を対象に地域の人口、地形、災害に対する安全性等を考慮し、災害種別に応じた指定避難所等の指定を行う。なお、本町では、32箇所の指定避難所（指定緊急避難場所を兼用）、25箇所の指定緊急避難場所、4箇所の福祉避難所が指定されている他、各地域の集会所や公民館が地域自主運営避難所に指定されている（以下、これらの避難のための施設・場所を「指定避難所等」という。）。

■指定避難所等の区分・定義

指定緊急避難場所	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として、洪水や津波など異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を市町村長が指定する（災害対策基本法第49条の4）
指定避難所	災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、又は災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設として市町村長が指定する（災害対策基本法第49条の7）
福祉避難所	主として高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者を滞在させることを想定した指定避難所で、要配慮者の円滑な利用の確保、相談・助言等の支援を受けることができる体制の整備等の基準に適合しなければならない。（災害対策基本法施行令第20条の6第5号）

指定避難所等の指定にあたっては、次の事項に留意するものとする。

- 指定避難所等としての適格性については、予想震度に対する耐震性、土砂災害・津波浸水等の災害リスク等を十分考慮して判断するものとする。
- 災害発生時に避難活動や救援活動等の分断要素となりうる河川等に十分配慮し、指定避難所等を配置、整備すること。なお、必要に応じ、火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努める。
- 指定避難所等の割り当ては、自治会単位として、主要道路、鉄道、河川等を境界とし、可能な限り住民がこれらを横断して避難することを避ける。なお、要避難人口は、昼間人口も考慮するものとする。

なお、公共的施設だけでは想定される避難者を受け入れることができない場合や、新型コロナウイルス感染症を含む感染症患者が大量に発生した場合のために、宿泊施設、保養所等の民間施設を指定避難所として利用できるように、あらかじめ施設の管理者の同意を得ておくように努める。また、避難所生活において特別な配慮を必要とする要配慮者向けの避難所を確保するため、福祉施設等との被災者受入れに関する協定締結に努める。

⇒資料編 6. 指定避難所等一覧

2 指定避難所等の整備

指定避難所等の整備にあたっては次の事項を基本とし、日頃から住民への周知、徹底に努める。

- 指定緊急避難場所に位置付けられた都市公園については、指定避難所等、避難路、延焼遮断縁地帯としての機能強化を図るため、トイレ、水道等災害発生時に有効に機能する施設の整備を推進するとともに、備蓄倉庫、耐震性貯水槽、ヘリポート等の災害応急対策施設、体育館等の避難収容施設の整備を推進するものとする。
- 指定避難所に位置づけられた学校施設、その他の公共施設については、天井等非構造部材を含む耐震化・不燃化を図るとともに、地域の防災拠点として必要な機能整備を行う。また、指定避難所の建物に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全性確保対策を進めるものとする。
- 各指定避難所にはトイレ、水道等、避難生活に必要な施設・設備の整備に努めるとともに、非常用照明施設、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器、ネット利用環境(Wi-Fi環境)、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器・環境の整備を図る。また、避難の長期化に対応して居室・就寝スペースのほか、避難生活、避難所運営、救援活動等のための共有スペースの確保や大量の避難者の受入れを想定した計画に努める。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。
- 指定避難所又はその近傍で、避難生活に必要な食糧、水、発電機などの非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布等の物資の備蓄及びライフラインの整備に努める。
- 補助や介護を要し一般の避難所では生活が困難な要配慮者を受け入れることができる設備や体制を整えた避難所を迅速に設置できるよう、あらかじめその体制を整備しておく。
- 窃盗や性犯罪を防ぐために一人暮らしの避難者は居住スペースを男性と女性で分ける等の配慮を行う。
- 女性や性的少数者(LGBT)の必要なスペース確保に努める。
- 個人のプライバシーを確保できるよう整備に努める。
- 指定緊急避難場所及び指定避難所の周知を図るため、その旨を記した標識^{注)}を設置するよう努める。

注) 指定緊急避難場所等に標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努める。また、県及び町は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

■指定避難所の設備等

- 貯水槽、仮設トイレ
- マット、簡易ベッド、パーテーション
- 非常用照明施設、非常用電源
- 衛星携帯電話等の通信機器
- テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器
- 空調、洋式トイレ等、高齢者等の要支援者、女性や子育て家庭等の多様なニーズに配慮した施設
- 換気（新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として）、照明等

第2 避難路の整備

1 避難路の指定

被災者が避難場所に安全・円滑に到達できるよう、次の事項を基本に避難路を指定する。

- 徒歩での避難を原則とする。
- 同一避難場所への経路は最小限度とする。
- 避難経路の交差はないものとし、一方通行を原則とする。
- 避難経路沿いは、高圧ガス施設等の危険物施設がないこと。

2 避難路の整備

指定した避難路の整備方針は、以下のとおりとする。

- 主要な避難路沿道の建築物の耐震化を促進する。
- 危険な重量塀・ブロック塀の倒壊、看板等の落下物の除去等について周知し、避難経路沿道の安全化に努める。
- 避難誘導のための標識等を設置する。
- 浸水のおそれのある地域では、安全・迅速に避難できるよう、避難路に階段、手すり、夜間照明等を設置するよう努める。

第2節 避難誘導、受入れ体制の整備計画

項 目	担 当
第1 避難誘導体制の整備	総務課
第2 避難受入れ体制の整備	総務課

町は、消防団及び関係機関と連携し、災害発生時に円滑な避難が行われるよう、避難誘導体制の整備、避難場所・避難経路の周知等を推進する。

第1 避難誘導体制の整備

町は、災害の発生又は発生のおそれがある場合において、住民等が迅速かつ円滑な避難行動がとれるように「避難情報に関するガイドライン」を有効に活用して避難誘導体制の整備を推進する。

この際、関係団体、関係機関、施設管理者、自主防災組織等と協力して連携を強化する。

1 避難情報等に関するマニュアルの整備

町は、「避難情報に関するガイドライン」を指針として、県、気象台、河川管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や避難情報等の発令判断基準、伝達方法、住民等がとるべき行動を明確にした「避難情報等避難判断マニュアル」を整備する。なお、近年の都市型豪雨等に対応するため、水害対応タイムライン等の最新の知見を参考にするなど、適宜、教訓等を活かしてマニュアルを改訂する。

また、高齢者等の要配慮者（避難行動要支援者を含む）の避難支援対策を充実・強化する必要があるため、避難指示のほか、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、特に避難行動要支援者に対して、その避難行動支援に対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求めることが出来るような高齢者等避難の伝達体制整備に努める。

なお、避難指示等を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決め、共有する。

2 安全な避難誘導体制の確立

消防団、関係機関、自主防災組織等の協力を得ながら、安全な避難誘導体制を確立する。

特に、高齢者、障害者等の要配慮者を適切に避難誘導するため、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、避難支援マニュアルの作成等により避難誘導体制の整備に努める。

■避難誘導体制の検討事項

- 住民や観光客等への避難情報（避難の指示等）の伝達体制・伝達手段の整備
- 高齢者等の要配慮者避難支援マニュアルの整備
- 安全な避難誘導のため、自主防災組織、関係各課、関係機関等との応援協力体制の整備
- 避難誘導方法について広報・防災訓練・地域の話し合い等を通じた住民の理解
- 防災情報の迅速な情報提供、安否確認の他、指定避難所へ避難後のニーズ把握等のための防災アプリの整備

3 指定避難所等・避難経路の周知

災害時に住民等の適切な避難行動が行われるよう、指定避難所等を指定した際は公示するとともに、地域住民に対し、広報紙への掲載、ハザードマップ等の配布、誘導標識の設置、避難訓練、自主防災組織等を通じて、指定避難所等・避難経路の周知を図る。

4 学校、病院等における避難計画

学校、社会福祉施設、病院等の施設管理者は、消防法に基づき作成する消防計画等に、避難に関する計画を作成するなど、避難対策の万全を図る。

また、病院においては、患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合を想定し、適切な避難対策を図る。

第2 避難受入れ体制の整備

1 指定避難所運営等に関するマニュアルの整備

町は、指定避難所の円滑な運営を実現するため、施設の開設から初動対応、住民等による自主運営体制、施設の閉鎖に至るまでの手順・ルール等を明確にした「指定避難所運営マニュアル」を整備するとともに、随時見直しを行う。

2 指定避難所管理・運営体制の整備

災害時に指定避難所運営組織を設立し、住民等による自主運営体制を確立するため、あらかじめ施設管理者、自治会長、自主防災組織等と協力して男女共同参画の視点等への共通認識を深め、災害時における指定避難所の開設・運営を円滑に行うための体制について検討するとともに、その訓練を実施する。

また、自治会組織（男女で構成）等災害ボランティア団体に災害時の指定避難所運営の支援体制についての協力関係を構築する。

■指定避難所開設・運営に関する事項

- 建物の鍵等の管理を施設管理者、町、地域代表の間で明確化し、施設管理体制を整備する。
- 避難者カード等、指定避難所運営に必要な書類を整備する。
- 指定避難所の円滑な開設・運営のために、「指定避難所運営マニュアル」に基づき、各避難所に備付けて運営体制を整備する。

また、大規模災害時においては、多数の避難者の発生や避難施設の被災により、既存の指定避難所では不足することが予想されるため、代替え手段として宿営テント等の構築により迅速な対処体制を推進する。

第7章 緊急輸送活動体制の整備計画

項目	担当
第1 緊急輸送ネットワークの整備	総務課
第2 緊急通行車両の確保等	総務課

第1 緊急輸送ネットワークの整備

応急対策活動や救援物資等の緊急輸送を円滑に実施するため、緊急輸送体制の整備を図る。

1 緊急輸送に必要な情報の把握

災害発生時の緊急輸送活動のために多重化や代替性を考慮しつつ、確保すべき輸送施設（道路、ヘリポート等）及び輸送拠点について把握する。

2 緊急輸送道路の整備

県、関係機関と調整を図り、災害時に優先的に緊急輸送車両が通行できるよう、第1次、第2次緊急輸送道路を指定し、人員物資の輸送に支障のないよう整備を推進する。

⇒資料編 7. 緊急輸送道路ネットワーク図

3 緊急物資の輸送拠点等の整備

既存施設の活用により、緊急物資の輸送拠点や防災拠点の確保に努める。
また、県と調整のうえ、県外からの救援物資の受入れ・輸送体制についても確立しておく。

4 救急患者等の搬送体制の確保

町は、災害時における救急患者及び医療活動従事者の搬送のため、平常時から、緊急輸送機関と協議のうえ陸路・空路を利用した複数の搬送手段の確保に努める。

5 医薬品等の搬送体制の確保

町は、災害時における医薬品等の搬送のため、平常時から、緊急輸送機関と協議のうえ搬送手段の確保に努める。

第2 緊急通行車両の確保等

災害時の緊急通行車両として、町保有車両を確保するとともに、民間業者との応援体制を整備する。
また、緊急通行車両として使用する車両の事前届出を行う。

1 町保有車両の確保

物資等の輸送手段として使用可能な車両については、現在保有している車両の円滑かつ効率的な活用が図れるよう、常時点検整備に努める。

2 民間業者からの車両の確保

緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ運送事業者等と協定を締結するなどの体制整備に努める。

3 緊急通行車両の事前届出

災害時において緊急通行車両として使用することが想定される町有の車両については、次のとおり、事前届出を行う。

- 申請者の車両使用の本拠の位置を管轄する警察本部及び警察署に、輸送協定書等の疎明書類を添付の上、緊急通行車両等の事前届出書に必要事項を記載して申請する。
- 県公安委員会は、緊急通行車両に該当するか審査を行い、該当すると認められるものについては、届出済証を発行する。
- 届出済証の交付を受けた車両については、警察本部、警察署、又は交通検問所に当該届出済証を提出して、緊急通行車両である旨の確認を受けることができる。この場合は、確認審査を省略して、確認申請書に必要事項を記載させるとともに緊急通行車両の確認標章の交付をする。

⇒資料編 8. 緊急通行車両等事前届出書、確認申請書の様式

第8章 医療・保健に係る災害予防計画

項 目	担 当
第1 災害時医療体制の整備	子ども・健康保険課
第2 医療施設の災害に対する安全性の確保	子ども・健康保険課
第3 医薬品等の安定供給の確保	子ども・健康保険課
第4 防疫に係る防災体制の整備	子ども・健康保険課
第5 個別疾患に係る防災体制の整備	子ども・健康保険課

第1 災害時医療体制の整備

1 東彼杵郡医師会との連携

町は、災害時における医療の確保のため、東彼杵郡医師会と医師の派遣協力等の協定に基づく連携強化を図る。

2 災害時情報網の整備

町は、県および県央保健所と連携し、医療施設間等の災害時における情報収集及び連絡体制の整備、促進に努める。

3 災害時における救急患者等の搬送体制の整備

町は、県および県央保健所、災害拠点病院等と連携・調整し、災害時における救急患者及び医療活動従事者の搬送、後方医療施設への救急患者の搬送等を円滑に行える体制づくりに努める。

■災害拠点病院

基幹災害医療センター	○独立行政法人国立病院機構長崎医療センター
地域災害医療センター (県央医療圏)	○長崎医療センター ○諫早総合病院 ○長崎川棚医療センター

第2 医療施設の災害に対する安全性の確保

町は、東彼杵郡医師会との協定締結を通じて、医療施設の災害に対する安全性を確保するため、医療施設の管理者（開設者）が実施する次の事項に関し、指導・助言その他の支援を行う。

- 医療施設における耐震性その他の安全性を確保すること
- 医療施設の施設や設備等の常時点検を行うこと
- 医薬品等の備蓄を推進すること
- 医療施設の職員及び入院患者に対し、災害対策に関する啓発を行うこと
- 災害時の医療活動の実施、入院患者の避難方法、新たな入院患者の受入れへの対応等について定め、職員への教育を行うこと。必要に応じて、入院患者の移送先医療施設や避難経路を確認するとともに、移送先医療施設と受入れ体制等の調整を行うこと
- 医療施設の職員及び入院患者に対し、避難訓練を実施すること

第3 医薬品等の安定供給の確保

1 災害時情報網の整備

町は、医療機関、医薬品等関係団体、東彼杵郡医師会、大村・東彼杵薬剤師会等と協力し、災害時における医薬品等の供給に関する情報収集及び連絡体制の整備に努める。

2 医薬品等の円滑な供給

町は、緊急用医薬品等を備蓄するとともに、県及び他市町村と連携し、「長崎県災害時医薬品・医療材料・医療ガス等供給マニュアル」に基づき医薬品等の円滑な供給を図る。

第4 防疫に係る防災体制の整備

町は、県央保健所と連携し、防災業務担当者に対して関係法令や実務等に関する講習会、研修会等を実施するなど、災害時の防疫活動の迅速かつ適切な確保に努める。

第5 個別疾患に係る防災体制の整備

1 人工透析医療の確保・充実

町は、クラッシュシンドロームによる急性腎障害患者への対応を含めた、災害時の人工透析医療を確保するため、県や社団法人日本透析医会、救急医療機関等と連携・協力し、透析患者の受療状況及び透析医療機関の稼動状況の把握、並びに必要な水・医薬品等の確保に努める。

2 難病患者に対する医療体制の充実

町は、難病患者その他特殊な医療を必要とする患者（以下「難病患者等」という。）に対する災害時の医療を確保するため、関係機関と連携・協力し、難病患者等の受療状況及び医療機関の稼動状況の把握、並びに必要な医薬品等の確保に努める。

第9章 火災予防計画

項 目	担 当
第1 火災予防運動・指導	総務課、(佐世保市消防局〔※委託先〕)
第2 火災予防査察	総務課、(佐世保市消防局)
第3 消防調査	総務課、消防団、(佐世保市消防局)
第4 消防力の強化	総務課、消防団、(佐世保市消防局)

第1 火災予防運動・指導

本町は、佐世保市に消防事務を委託しており、今後も火災の予防指導は、佐世保市消防局が主体となり、町内の各防火管理者、危険物取扱主任者、各種団体等を対象として、次の事項について指導するものとする。

- 消防関係法規の周知徹底
- 各事業所等の防火管理者が作成する消防計画の策定指導又は再検討
- 防火対象物及び消火設備の自主検査の強化

また、住民に対する地震防災思想の普及に努め、特に地震発生時における出火防止、初期消火、延焼防止を図るため、家庭に消火器具、消火用水等の備えと器具の取り扱いを指導する。家庭内の出火危険物に対しては、次のとおり、取り扱い等を指導する。

- 対震自動遮断装置付き石油ストーブの使用の徹底
- 家庭用小型燃料タンクの転倒防止措置の実施
- その他の出火危険物（アルコール類、ベンジン、塗料用溶剤等）の貯蔵、保管についての安全確保措置

第2 火災予防査察

佐世保市消防局は、火災を未然に防止し、もしくは火災の被害をより少なくするため、防火対象物の現況を確実に把握し、それぞれの「表示・公表制度」の推進及び年間計画に基づく予防査察を実施する。

第3 消防調査

佐世保市消防局及び波佐見町消防団は、災害が発生した場合に、適切な防御活動ができるよう、次の事項について調査を行うものとする。

■消防調査の調査項目

調査の種類	調査項目
消防地理調査	地形、地物、道路、橋、河川、建物、火災報知器、その他災害防御上注意を要する箇所

消防水利調査	消火栓、防火水槽、溜池※、河川、プール、その他の水利施設
--------	------------------------------

※溜池については、汚泥の堆積状況を調査するとともに、状況に応じて浚渫を行う。

第4 消防力の強化

消防力の充実強化を図るため、佐世保市消防局、消防団及び町が連携・協力し、次のことを推進する。

- 消防水利の確保及び整備
- 消防車・消防ポンプの整備点検
- 通信施設の整備
- 消防団員に対する消防技術の育成指導
 - ・ 県消防学校入校
 - ・ 各種訓練

第10章 救助・救急体制の整備計画

項 目	担 当
第1 自主防災組織等の活動能力の向上	総務課
第2 消防団の活動能力の向上	総務課、消防団
第3 要配慮者に対する救出救護体制の整備	総務課、住民福祉課、長寿支援課、消防団
第4 医療機関との連携体制の整備	子ども・健康保険課、（佐世保市消防局）

救出救助活動は、関係機関のみならず、地域ぐるみの活動が重要である。町は、消防本部と連携し、自主防災組織や消防団等の救出救助体制の整備を推進する。

第1 自主防災組織等の活動能力の向上

自主防災組織等に対し、救出用資機材等を備えた倉庫の設置を推進するとともに、訓練等を通じて、救出救助方法の習熟や体制整備の支援を行う。

また、ジャッキ、クレーン等の資機材を保有する建設業事業者団体等と協定を締結するなど連携を図る。

第2 消防団の活動能力の向上

消防団への教育訓練を推進し、災害時の救助活動能力の向上に努めるとともに、地域の自主防災活動の指導者的役割を果たせるよう、教育訓練を推進する。

第3 要配慮者に対する救出救護体制の整備

町は、一人暮らしの高齢者や障害者等の要配慮者に対する人命の安全確保を図るとともに、救護体制の充実を図る。

第4 医療機関との連携体制の整備

町及び消防本部は、医療行為を行う医療機関と連携した救出・救助を行うため、連携体制の整備を図る。

第11章 生活福祉に関する災害予防計画

項 目	担 当
第1 保健・福祉部門の防災体制の整備	総務課、住民福祉課、長寿支援課、社会福祉協議会
第2 保健福祉事業者（社会福祉法人等）の災害に対する安全性の確保	総務課、住民福祉課、長寿支援課、社会福祉協議会
第3 災害時におけるボランティア活動を支援するための環境整備	総務課、住民福祉課、長寿支援課、社会福祉協議会

第1 保健・福祉部門の防災体制の整備

災害発生時、保健・福祉・総務部門等は、膨大な業務量进行处理することとなるため、以下の点に留意しつつ、可能な限り災害時の業務処理をルール化すること等により、防災体制の整備を図る。

- 災害時の業務増を踏まえた十分なシミュレーションを行い、災害の発生により新規に発生する業務が適切に行われるよう、職員の確保や業務分担の確認等を行うこと。
- 高齢者、障害者など、本町に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）へ適切に対応するため、福祉部門等の相談機関や管下の保健福祉サービス事業者との連絡・連携体制を整備すること。
- 必要に応じ、災害時における保健福祉行政に係る協力体制のあり方を含んだ市町間災害援助協定を締結すること等により、相互協力体制を確立すること。

第2 保健福祉事業者（社会福祉法人等）の災害に対する安全性の確保

町は、保健福祉サービスの災害に対する安全性を確保するため、保健福祉サービス事業者が実施する以下の事項に関し、必要に応じ、指導・助言その他の支援を行う。

- 国庫補助制度の積極的な活用等により、社会福祉施設等における耐震性その他の安全性を確保すること。
- 社会福祉施設等の職員及び利用者に対し、災害対策に関する啓発を行うとともに、施設職員に対する教育（施設・設備や必要となる資機材等の点検、入所者の避難方法等の検討、災害時の新たな入居者の受入れへの対応、関係機関との連絡等）について助言を行うこと。
- 社会福祉施設等の職員及び利用者に対し、避難訓練を実施すること。
- 発災時において、既にサービスの提供を受けている者に対し、継続してサービス提供を実施していくため、入居者サービスに必要な物資の備蓄、施設の余剰スペースの把握、サービス事業者間における災害援助協定の締結等に努めること。
- 施設管理者等に対し、避難計画（災害時における避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資器材の確保、関係機関との連携方策等を明記）の策定についての指示、支援等を行うこと。

第3 災害時におけるボランティア活動を支援するための環境整備

1 ボランティアの育成

町は、波佐見町社会福祉協議会等関係機関と協力し、ボランティア精神育成のため、学校教育や社会教育に積極的にボランティアへの理解と実践のきっかけづくりとなる活動に取り組んでいく。

2 災害時におけるボランティア活動の支援体制の整備

町は「長崎県災害救援ボランティア活動マニュアル（平成27年3月）」を活用し、災害時におけるボランティア活動の環境整備ため、波佐見町社会福祉協議会等関係機関と協力し、次のような整備を推進する。

- 災害時のボランティアの窓口となるセクション（災害ボランティアセンター）の設置・運営
- ボランティア団体間のネットワークの確立
- 災害ボランティアコーディネーターの養成
- 医療・看護等専門分野のボランティアの登録等

また、災害ボランティアの中核拠点となる支援組織として、長崎県社会福祉協議会は、波佐見町社会福祉協議会と協力して次のような支援を行うこととなっている

- 災害ボランティアに関する受け付けやコーディネート
- 情報の収集・提供
- ボランティア活動支援資金の募金
- 行政機関との連絡調整等

■災害ボランティア活動体制の整備

生活支援に関するボランティア	専門的な知識を要するボランティア
○被災者家屋等の清掃活動 ○現地災害ボランティアセンター運営の補助 ○指定避難所運営の補助 ○炊き出し、食糧等の配布 ○救援物資等の仕分け、輸送 ○高齢者、障害者等の介護補助 ○被災者の話し相手、励まし ○その他被災地での軽作業（危険を伴わないもの）	○救護所等での医療、看護 ○被災宅地の応急危険度判定 ○外国人のための通訳 ○被災者へのメンタルヘルスケア ○高齢者、障害者等への介護・支援 ○アマチュア無線等を利用した情報通信事務 ○公共土木施設の調査等 ○その他専門的な技術・知識が必要な業務

第12章 要配慮者支援計画

項 目	担 当
第1 地域における避難行動要支援者対策	住民福祉課、長寿支援課
第2 社会福祉施設等における安全確保対策	住民福祉課、長寿支援課（社会福祉施設等）
第3 観光客等一時滞在者への対策	総務課、商工観光課
第4 要配慮者の生活支援対策	住民福祉課、長寿支援課

第1 地域における避難行動要支援者対策

高齢者や障がい者など、避難行動要支援者に対して、地域ぐるみの支援体制の確立を図るため、町は、関係機関と協力し、次の対策を推進する。

1 避難行動要支援者名簿の作成

町は、避難行動要支援者の避難支援、安否確認、その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎となる名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成する。

避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は、生活の基盤が自宅にある者で次の要件に該当する者の中から、地域関係者との情報交換会や実態把握により、平時及び災害時の避難の際、自ら避難を行うことが困難で避難に支援が必要となる者とする。（ただし、同居家族から避難支援を受けられる者は除く。）

■避難行動要支援者名簿へ掲載する者の要件

1	要介護認定3～5を受けている者
2	身体障害者手帳1級、2級（総合等級）の所持者
3	療育手帳Aの所持者
4	精神障害者保健福祉手帳1級、2級の所持者で単身世帯の者
5	難病患者
6	自治会が支援の必要を認めた者
7	その他、災害時の自力避難に不安を抱く者で町長が必要と認めた者

■避難行動要支援者名簿への記載事項

- 氏名
- 生年月日
- 性別
- 住所又は居所
- 電話番号その他の連絡先
- 避難支援等を必要とする事由
- 上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

避難行動要支援者名簿の作成にあたり、町の関係部局で把握している要介護状態区分や障害種別、支援区分など避難行動要支援者に該当する者の情報を集約するように努める。また、町で把握して

いない情報が必要であると認められるときは、県やその他の関係機関に対して情報提供を求めることとする。

2 避難行動要支援者名簿の管理

町は、住民異動や身体障害者手帳交付等の事務を通じて避難行動要支援者名簿を毎年度又は必要に応じて随時更新し、名簿情報を最新の状態に保つものとする。

避難行動要支援者名簿について、波佐見町個人情報保護条例及び波佐見町特定個人情報保護条例を遵守し適正な情報管理を行う。

災害による停電等を考慮し、避難行動要支援者名簿の電子媒体での管理に加え紙媒体でも最新の情報を保管する。

3 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供等

町は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、以下に示す避難支援等の実施に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）に対し、避難行動要支援者名簿情報を提供することができる。ただし、名簿情報を提供することについて、避難行動要支援者本人の同意が得られた場合に限る。

また、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて避難行動要支援者本人の同意を得ることを要しない。

■避難支援等関係者

1	消防機関
2	長崎県警察
3	波佐見町社会福祉協議会
4	波佐見町民生委員・児童委員
5	波佐見町自主防災組織
6	波佐見町消防団
7	避難支援等の協力者として登録された者
8	上記に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

なお、避難行動要支援者名簿情報の提供に際しては、避難支援等関係者が適切な情報管理を図るよう、以下の点に留意するものとする。

- 避難行動要支援者名簿情報は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供すること。
- 避難行動要支援者名簿情報の提供を受けた避難支援等関係者は、個人情報の適正な管理に関しての確認書を町に提出すること。
- 災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明すること。
- 受け取った避難行動要支援者名簿情報を必要以上に複製しないよう指導すること。
- 避難行動要支援者名簿情報の提供先が団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿情報を取り扱う者を限定するよう指導すること。

4 避難行動要支援者の指定避難場所から指定避難所への移送

町は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に指定避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先、移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

5 避難行動要支援者の全体計画等の策定

町は、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考に、避難行動要支援者やその家族が、災害時にとるべき行動等について、あらかじめ地域の実情に応じた避難行動要支援者の全体計画を作成し、防災対策の充実を図る。また、消防、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等関係者と連携した避難行動要支援者の個別計画の策定を進める。

6 避難行動支援に係る共助力の向上

町は、地域の特性を踏まえつつ、防災や福祉、保健、医療等の各分野間の関係者や機関、民間団体等が連携し、避難支援体制整備のための協議や研修、避難訓練等を通じて平常時から顔の見える関係作りを行い、地域全体での支援体制づくりを進める。

第2 社会福祉施設等における安全確保対策

社会福祉施設や認定こども園、保育所等、要配慮者が利用する施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、以下の事項を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

町は、施設管理者等がこの計画を策定する際、必要に応じ、指導・助言その他の支援を行うとともに、避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

- 施設や設備等の常時点検
- 非常用食料（乳幼児の保護施設はミルク）等の備蓄の推進
- 介護用品（紙オムツ、尿取パット、タオル）等の備蓄の推進
- 避難誘導等についての職員及び入所者への周知（誘導責任者、避難路、避難場所、入所者等の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等）

⇒資料編 9. 要配慮者利用施設一覧

第3 観光客等一時滞在者への対策

町（商工観光課）は、観光関係団体、観光施設、宿泊施設等の事業所と連携して、地理不案内な観光客等一時滞在者の避難が円滑に行えるよう次の対策に努める。

- 避難経路の整備として、避難標識等を容易に判別できる表示とする。
- 旅館・ホテル等の宿泊施設の管理者は、宿泊客の避難誘導方法の確立と従業者等の教育に努める。
- 観光客、旅行者への情報提供、帰宅手段の事前検討を行う。

第4 要配慮者の生活支援対策

町は、被災時の要配慮者の生活支援対策として、平常時から次のような体制整備に努める。

1 指定避難所等における配慮

避難行動要支援者名簿に基づき、避難行動要支援者対応の食品（柔らかいもの、粉ミルク等）や資機材（車椅子、障がい者用トイレ、ベビーベッド等）の備蓄・調達体制を整備し、被災時の配備・配布に対応できるよう努める。

2 生活支援体制の整備

避難行動要支援者名簿に基づき、避難行動要支援者の生活支援ニーズに対応できるよう、サービス提供事業者、医療機関、ボランティア等その他関係機関との協力による支援体制の整備に努める。

高齢者や障がい者など、避難行動要支援者に対して、地域ぐるみの支援体制の確立を図るため、町は、関係機関と協力し、地域住民への理解促進のための対策を推進する。

第3部 災害復旧・復興計画

第1章 災害復旧事業の促進計画

第2章 各種災害復旧事業に対する財政確保措置、資金計画

第3章 被災者の生活支援・再建計画

第4章 事業者・中小企業に対する金融支援対策

災害復旧復興計画では、災害応急対策以降の段階において、住民の生活再建、地域産業の再建等のための各種取組み、復旧・復興の基本方針等について提示した。

第3部 災害復旧復興計画

第1章 災害復旧事業の促進計画	1
第1節 公共土木施設災害復旧事業計画	1
第2節 農林業施設災害復旧事業計画	2
第3節 住宅災害復旧事業計画	2
第4節 文教施設災害復旧事業計画	2
第5節 社会福祉及び児童福祉施設災害復旧事業計画	3
第6節 上下水道災害復旧事業計画	3
第2章 各種災害復旧事業に対する財政確保措置、資金計画	4
第1節 法律等に基づく一部負担又は補助等の適用申請	4
第2節 激甚災害指定による財源確保	5
第3節 特定大規模災害指定による支援要請	6
第4節 資金計画	6
第3章 被災者の生活支援・再建計画	8
第1節 罹災証明書の交付等	8
第2節 生業資金の確保	9
第3節 租税の徴収猶予及び減免	13
第4節 介護保険料、後期高齢者医療保険料等の減免	14
第5節 被災者に対する職業相談等	14
第6節 住宅災害の復旧対策等	14
第4章 事業者・中小企業に対する金融支援対策	16
第1節 農林業に対する金融支援対策	16
第2節 中小企業に対する金融支援対策	18

第1章 災害復旧事業の促進計画

第1節 公共土木施設災害復旧事業計画

項 目	担 当
第1 河川公共土木施設復旧計画	災害対策本部（土木班）
第2 道路公共土木施設復旧計画	災害対策本部（土木班）
第3 砂防施設復旧計画	災害対策本部（土木班）
第4 林地荒廃防止施設復旧計画	災害対策本部（農林班）

第1 河川公共土木施設復旧計画

長期にわたる豪雨、異常集中豪雨等による洪水、氾濫のために河川護岸の決壊、溢流、あるいは堤防の破堤等の被害を受け、付近の住家、耕地、その他に災害を被った場合は、遅滞なく災害を最小限に止めるべく、応急復旧対策を講ずるが、その後の復旧事業については、次のように計画を立てる。

- ①広域的な大災害や人的被害が発生した災害などの場合には、国土交通省水管理・国土保全局防災課へ緊急査定、あるいは本査定を要望する。
- ②被害の原因を速やかに調査し、査定のための調査、測量、設計を早急に実施する。
- ③緊急査定の場合は、本省より事前に、復旧計画に対し現地査定官が派遣されるので、その指示に基づき周到な計画を立てる。復旧計画にあたっては、被災原因を基礎にして、再度災害が起こらないように考慮して改良復旧を加味した護岸堤防の強化、補強、あるいは堤防の嵩上げ、河床の浚渫、洗掘防止、堤防背後の強化、断面の拡大、流速抑止のための諸工法、河状の整正、屈曲の緩和等、あらゆる点について慎重に検討を加え、災害個所の復旧のみに捉われず、前後の一連の関係を考慮に入れ、関連工事、助成工事等により、極力改良的復旧が実施出来るよう提案する。
- ④緊急査定をうけるものの他は、本査定に提案するが、その場合の基本方針は前項③と同様とする。
- ⑤査定完了後は緊急度の高いものから直ちに復旧に当り、現年度内に完了するよう、施行の促進を図る。
- ⑥査定に落ちたもので、将来再び出水等の際に弱点となり、被害の因をなすと考えられるところは再調査の上、町単独災として実施するよう計画する。
- ⑦大災害等の復旧の場合は、着手後において労働力の不足、施工業者の不足や質の低下、資材の不足等のため、工事が円滑に実施出来ないことも度々生じることから、事前にこれらについて充分検討する。

第2 道路公共土木施設復旧計画

道路、橋梁等の公共土木施設の災害復旧については、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」に基づき、主管省の査定を受け、その緊急度に応じて、計画を立てる。

第3 砂防施設復旧計画

砂防施設の災害復旧計画については、一般公共土木施設の復旧計画と全く同一にして、主管省の査定を待ち、国庫補助として復旧するよう計画を策定する。

第4 林地荒廃防止施設復旧計画

林地荒廃防止施設の災害復旧計画についても、一般公共土木施設の復旧計画と同じで、主管省の査定を受け、その緊急度に応じて計画を策定する。

第2節 農林業施設災害復旧事業計画

項 目	担 当
農林業施設災害復旧事業計画	災害対策本部（土木班、農林班）

農林業施設の災害復旧事業は、「第1節 公共土木施設災害復旧事業計画」に準じて実施するものとする。なお、実施にあたっては、土地改良区、農業協同組合、森林組合等と連携し、随時適切な技術職員を配置・指導するなど、早期復旧を期するものとする（農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律）。

第3節 住宅災害復旧事業計画

項 目	担 当
住宅災害復旧事業計画	災害対策本部（土木班）

公営住宅の災害復旧については、住民生活の安定のため、迅速適切な復旧計画により、公営住宅、共同施設の建設、又はこれらの補修を図るものとする（公営住宅法）。

第4節 文教施設災害復旧事業計画

項 目	担 当
文教施設災害復旧事業計画	災害対策本部（文教班）

学校施設の災害は、児童生徒の生命保護並びに正常な教育実施の観点から、査定を早急に実施し、迅速かつ適切な復旧を促進する。その場合、次の事項に留意するものとする（公立学校施設災害復旧費国庫負担法）。

- ①再度災害防止のため災害の原因を検討し、できる限り鉄筋コンクリート造、鉄骨造等による不燃堅牢構造化に努めるとともに、必要がある場合は災害防止施設を整備する。
- ②災害防止上必要がある場合は、設置箇所の移転等についても考慮する。

第5節 社会福祉及び児童福祉施設災害復旧事業計画

項 目	担 当
社会福祉及び児童福祉施設災害復旧事業計画	災害対策本部（厚生班、衛生班）

社会福祉及び児童福祉施設については、施設の性格上、緊急な復旧が求められるため、工事に必要な資金は、国、県の補助金及び独立行政法人福祉医療機構の融資を促進し、早急に復旧を図る。この場合、施設設置場所の選定にあたっては、再度被害発生のおそれのない適地の選定、構造等に留意する。

■施設ごとの根拠法

生活保護施設	生活保護法第40条・41条
老人福祉施設 (社会福祉法人等)	老人福祉法第14条、15条第2～5項、介護保険法第70条第1項、第94条第1項、第115条の39第2～3項
児童福祉施設	児童福祉法第35条第2～4項
障害者支援施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第83条第2～4項

第6節 上下水道災害復旧事業計画

項 目	担 当
上下水道災害復旧事業計画	災害対策本部（上下水道班）

上水道の災害復旧にあたっては、住民の日常生活と密接な関係にあるので、飲料水の給水対策と相まって早期に復旧を図るものとする（水道法）。

また、下水道の復旧にあたっては、住民の日常生活と密接な関係にあるので、生活排水の排水対策とともに復旧を図る。（下水道法）

第2章 各種災害復旧事業に対する財政確保措置、資金計画

第1節 法律等に基づく一部負担又は補助等の適用申請

項 目	担 当
法律等に基づく一部負担又は補助等の適用申請	災害対策本部（関係各班）

災害に対し法律又は予算の範囲内において、国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる財政措置は次のとおりである。

当該財政措置を適用する場合は、県と連携・調整を図ったうえで、必要な申請手続きを行う。

- 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- 公営住宅法
- 土地区画整理法
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- 予防接種法
- 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業事務取扱方針について
(昭37. 8. 14 建設省都市局長通達)
- 生活保護法
- 児童福祉法
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
- 売春防止法
- 老人福祉法
- 水道法
- 下水道法
- 災害救助法
- 堆積土砂排除事業
- 開拓者等の施設整備事業
- 簡易水道整備事業
- 災害廃棄物処理事業
- 廃棄物処理施設災害復旧事業
- 火葬場整備事業
- 公的医療機関整備事業

第2節 激甚災害指定による財源確保

項 目	担 当
第1 激甚災害の指定	災害対策本部（関係各班）
第2 激甚災害指定による復旧事業の推進	災害対策本部（関係各班）

著しく激甚な災害（激甚災害）発生時における地方公共団体の経費負担の軽減を目的として、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（激甚法）」（昭和37年法律第150号）が制定されている。激甚災害に指定された時は、町は、この激甚法に基づいて復旧事業を行う。

第1 激甚災害の指定

激甚法第2条においては、国民経済に著しい影響を及ぼし、かつ、当該災害による地方財政の負担を緩和し、又は被災者に対する特別の助成を行うことが特に必要と認められる災害が発生した場合には、内閣総理大臣が中央防災会議に諮った上で、政令によりその災害を「激甚災害」として指定する。

激甚災害としての適否、どの措置を適用するか of 具体的な判断基準は、中央防災会議の「激甚災害指定基準」（昭和37年12月7日中央防災会議決定）又は「局地激甚災害指定基準」（昭和43年11月22日中央防災会議決定）に定められている。

激甚な災害が発生した場合は、関係省庁が所管事項についての被害額等を把握し、被害状況を取りまとめ、激甚災害としての該当の適否、適用措置について政府原案が作成され、これを中央防災会議に諮った上で、閣議を経て政令公布、施行される。

町は、町域に災害が発生した場合には、災害対策基本法第53条第1項の規定により、激甚災害に関する被害状況等の調査を実施するとともに、速やかにその結果を県に報告するものとする。

第2 激甚災害指定による復旧事業の推進

激甚法に基づき財政援助を受けることができる事業等は、次のとおりである。

■激甚法による財政援助（平成23年8月30日改正より）

助成区分	財政援助を受ける事業等
公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	○公共土木施設災害復旧事業 ○公共土木施設災害関連事業 ○公立学校施設災害復旧事業 ○公営住宅災害復旧事業 ○生活保護施設災害復旧事業 ○児童福祉施設災害復旧事業 ○老人福祉施設災害復旧事業 ○身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業 ○障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービスの事業の用に供する施設の災害復旧事業 ○婦人保護施設災害復旧事業 ○感染症指定医療機関災害復旧事業 ○堆積土砂排除事業（公共的施設区域内・公共的施設区域外） ○湛水排除事業

農林水産業に関する特別の助成	○農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（法第5条） ○農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（法第6条） ○開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助（法第7条） ○天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例（法第8条） ○森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助（法第9条） ○土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助（法第10条） ○共同利用小型漁船の建造費の補助（法第11条） ○森林災害復旧事業に対する補助（法第11条の2）
中小企業に関する特別の助成	○中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（法第12条） ○事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助（法第14条）
その他の財政援助及び助成	○公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助（法第16条） ○私立学校施設災害復旧事業に対する補助（法第17条） ○市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例（法第19条） ○母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例（法第20条） ○水防資機材費の補助の特例（法第21条） ○罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例（法第22条） ○産業労働者住宅建設資金融通の特例 ○公共土木施設、農地、農業用施設等の小災害に係る地方債の元利補給等 ○失業保険法による失業保険金の支給に関する特例

第3節 特定大規模災害指定による支援要請

項 目	担 当
第1 特定大規模災害の指定による支援要請	災害対策本部（総務班）

町は、特定大規模災害（著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害）を受け、かつ町の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、県に対し、権限代行制度に基づく支援を要請する。

第4節 資金計画

項 目	担 当
第1 地方債による資金調達	災害対策本部（総務班）
第2 地方交付税の繰上げ交付等の要請依頼	災害対策本部（総務班）
第3 福岡財務支局に対する支援要請	災害対策本部（総務班）

災害復旧についての資金の需要を迅速に把握し、適切かつ効果的な資金の融通調達を行うための調査、融通調達等を講ずる。

第1 地方債による資金調達

総務班（税務財政課）は、災害復旧に要する資金不足を補うため、必要に応じ、地方自治法及び地方財政法に基づき、地方債による資金調達を計画する。

- 歳入欠かん等債（歳入欠かん債、災害対策債）
- 災害復旧事業債
 - ・補助災害復旧事業債
 - ・直轄災害復旧事業債
 - ・単独災害復旧事業債
 - ・（地方）公営企業災害復旧事業債
 - ・火災復旧事業債
 - ・小災害復旧事業債（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律）

第2 地方交付税の繰上げ交付等の要請依頼

総務班は、資金需要額を算定するとともに、必要に応じ、普通交付税の繰上げ交付、特別交付税の特例交付の国への要請について、県に依頼する。

第3 福岡財務支局に対する支援要請

総務班は、資金計画の策定にあたり、必要に応じ、財務省福岡財務支局に対し、次の事項の実施協力を依頼する。

- 必要資金の調査
- 財政融資資金地方資金の貸付

第3章 被災者の生活支援・再建計画

第1節 罹災証明書の交付等

項 目	担 当
第1 罹災証明書の交付	災害対策本部（総務班）
第2 被災者台帳の作成	災害対策本部（総務班）

第1 罹災証明書の交付

町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立するとともに、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

罹災証明の範囲は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害（暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑り、その他）とする。

第2 被災者台帳の作成

町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

また、災害救助法に基づく被災者の救助が行われた時は、必要に応じ、県に対して被災者に関する情報提供を要請する。

第2節 生業資金の確保

項 目	担 当
第1 生活福祉資金の貸付	波佐見町社会福祉協議会
第2 母子・父子福祉資金貸付金等の貸付	災害対策本部（厚生班）
第3 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給等	災害対策本部（厚生班）
第4 児童救済金の支給	災害対策本部（文教班）

第1 生活福祉資金の貸付

生活福祉資金貸付制度に基づき、県社会福祉協議会が、民生委員及び町社会福祉協議会と連携し、被災世帯に対して、自立更生を目的とした必要な資金の貸付けを行う。

町社会福祉協議会は、この受付事務を行う。

■生活福祉資金（福祉資金）の概要

貸付対象	○災害により住家、工場等に被害を受けた世帯で、次の各条件に適合する世帯 ・低所得世帯 ・貸付によって独立自活できる世帯 ・必要な資金の融通を他から受けることが困難な世帯
貸付限度額 償還期限	○貸付限度額：原則150万円 ○据置期間：半年以内 ○償還期間：7年以内 ○貸付利子：連帯保証人あり 無利子、連帯保証人なし 年1.5%
貸付条件	○連帯保証人 原則1人（ただし、連帯保証人がいない場合も借入申込可） ○延滞利子 年5.0%
提出書類	○町社会福祉協議会又は担当民生委員に次の書類を提出する。 ・借入申込書 ・世帯全員の住民票(3ヶ月以内のもの) ・罹災証明書(官公庁が発行するもの) ・所得証明書 ・復旧工事にかかる見積書等
その他	○貸付限度額については、個別の状況により県社協が必要と認める場合には580万円、償還年数は15年以内とする。この場合、申請の必要性や償還能力を審査する。

第2 母子・父子福祉資金貸付金等の貸付

母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に基づき、県が母子・父子福祉資金貸付金、寡婦福祉資金貸付金の貸付を行う（事業開始資金、事業継続資金、住宅資金）。

厚生班は、県の受付窓口の案内を行う。

■貸付金の種類と貸付対象

母子福祉資金貸付金	母子家庭の母（配偶者と死別した女子であって、現に婚姻していない者及びこれに準ずる女子で、現に20歳未満の児童を扶養している者）。配偶者のない女子が扶養している児童。父母のない20歳未満の児童。母子・父子福祉団体。
父子福祉資金貸付金	父子家庭の父（配偶者と死別した男子であって、現に婚姻していない者及びこれに準ずる男子で、現に20歳未満の児童を扶養している者）。配偶者のない男子が扶養している児童。父母のない20歳未満の児童。母子・父子福祉団体。
寡婦福祉資金貸付金	寡婦（かつて、母子家庭の母であった者）。40歳以上の配偶者のない女子であって、母子家庭の母及び寡婦以外の者。母子福祉団体。

第3 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給等

1 災害弔慰金の支給

厚生班は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）第3条の規定に基づき、「波佐見町災害弔慰金の支給等に関する条例」（昭和49年3月27日条例第12号）により、次のとおり災害弔慰金を支給する。

■災害弔慰金を支給する場合の災害の範囲

- 町内で居住5世帯以上の滅失した場合
- 県内において滅失5世帯以上滅失した市町が3以上ある場合の災害
- 県内の他の市町で災害救助法が適用された場合の災害
- 災害救助法が適用された市町をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害

2 災害障害見舞金の支給

厚生班は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）第8条の規定に基づき、「波佐見町災害弔慰金の支給等に関する条例」（昭和49年3月27日条例第12号）により、災害障害見舞金を支給する。

なお、見舞金を支給する場合の災害の範囲は、上記、災害弔慰金の場合と同じである。

⇒資料編 23. 波佐見町災害弔慰金の支給等に関する条例

3 被災者生活再建支援金の支給

被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受け、自立した生活を再建することが困難な住民に対し、県が、住宅の被害程度に応じた被災者生活再建支援金を支給する。

厚生班は、被災者が提出する申請書等を受付け、とりまとめの上、県に提出する。

■被災者生活再建支援法適用の要件

対象となる 自然災害	① 災害救助法に該当する被害が発生した市町 ② 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町 ③ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県 ④ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、①～②が発生した都道府県内の市町(人口10万人未満に限る) ⑤ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、①～③が発生した区域に隣接する市町(人口10万人未満に限る) ⑥ ①もしくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)、2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口5万人未満に限る)
対象世帯	① 住宅が全壊した世帯 ② 住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯 ③ 災害による危険な状態が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯 ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)

4 災害援護資金の貸付

厚生班は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき、自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、次のとおり災害援護資金を貸し付ける。資金貸付けの財源は、国が3分の2、県が3分の1とし、それぞれ町に無利子で貸し付けられる。

なお、被災者への貸付利率等は、「波佐見町災害弔慰金の支給等に関する条例」（昭和49年波佐見町条例第12号）によるものとする。

■災害援護資金の貸付条件等

災害対象	○ 町で災害救助法が適用された自然災害 ○ 県内の他の市町で災害救助法が適用された自然災害
貸付額	1 世帯主が負傷（療養期間が1か月以上）し、次のいずれかに該当する場合 - ア 家財の1/3以上の損害があり及び住居の損害がない場合：150万円 - イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合：250万円 - ウ 住居が半壊した場合：270万円 - エ 住居が全壊した場合：350万円 2 世帯主の負傷がなく、次のいずれかに該当する場合 - ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合：150万円 - イ 住居が半壊した場合：170万円 - ウ 住居が全壊した場合：250万円 - エ 住居の全体が流失もしくは流出し、又はこれと同等と認められる特別の事情のあった場合：350万円

所得制限	(世帯人員)	(町民税における所得割の課税標準額を世帯状況に応じ次のように定める)
	1人	220万円
	2人	430万円
	3人	620万円
	4人	730万円
	5人以上	(1人増すごとに730万円に30万円を加えた額)
利率	年3% (据置期間は無利子)	
据置期間	3年	
償還期間	7年	
償還方法	年賦又は半年賦	

第4 児童救済金の支給

公益財団法人長崎県児童救済基金より、当該給付規程に基づき、火災、風水害等による被災児童に対し救済金が支給される。

文教班は、この受付窓口として、救済金交付申請の受付事務を行う。

■救済金の種類等

種類	支給期間等	支給額
学資金	保護者を亡くした被災児童が、小学校～大学等を卒業するまで給付	主たる生計者である保護者が死亡した場合 小・中学生 年 66,000円 高校生 年264,000円 大学生等 年371,000円
		主たる生計者でない保護者が死亡した場合 小・中学生 年 33,000円 高校生 年132,000円 大学生等 年186,000円
被服文具費	住家を失ったときに給付	小・中・高校生 50,000円 3歳～6歳までの幼稚園等に通う未就学児 35,000円
修学旅行資金	被災児童の修学旅行費用を給付 (住家を失ったときは、その翌年度まで)	小学生 上限 40,000円 中学生 上限 70,000円 高校生 上限 110,000円
就職支度金	中・高校を卒業して就職するとき給付 (住家を失ったときは、その翌年度まで)	50,000円

第3節 租税の徴収猶予及び減免

項 目	担 当
第1 町税の減免等の措置	災害対策本部（総務班、衛生班）
第2 国税及び県税の減免措置等に関する情報提供	災害対策本部（総務班、衛生班）

第1 町税の減免等の措置

総務班及び衛生班は、災害によって被害を受けた住民に対して次のとおり町民税等の減免や、納税の延期、徴収猶予等の措置を行う。

- 町税の期限の延長（申告、申請、納付、納入等の期限延長）
- 町税の徴収猶予
- 町税の減免
 - ・住民税 ・固定資産税 ・軽自動車税 ・国民健康保険料

第2 国税及び県税の減免措置等に関する情報提供

町は、必要に応じて、被災者に対し国税及び県税の減免措置等についての情報提供を行う。

■国税及び県税の減免措置等

	国 税	県 税
期限延長	申告、申請、請求、届出、その他書類の提出、納付又は徴収に関する期限の延長 ・災害等が広範囲に及ぶ場合は、国税庁長官が地域及び延長期限を指定 ・上記以外の場合は被害者からの申請による	申告、申請、納付、納入等の期限延長 2ヶ月以内 (特別徴収義務者については、30日以内)
減免等	確定申告書の提出、被災者からの申請等により減免 ・所得税の減税 ・所得税額の予定納税額の減額承認申請 ・給与所得者等の源泉徴収の徴収猶予又は還付	・個人の県民税・事業税 ・不動産取得税 ・自動車税 ・固定資産税 ・産業廃棄物税
納税猶予 徴収猶予	被災者からの申請により納税を猶予	1年（やむを得ない場合2年）以内
その他	所得税法等の国税に関する個別税法に、災害等があった場合の救済規定あり	

第4節 介護保険料、後期高齢者医療保険料等の減免

項 目	担 当
介護保険料、後期高齢者医療保険料等の減免	災害対策本部（厚生班、衛生班）

保険料等の減免等については、法令、条例等に基づき、可能な限りの措置を講ずるものとする。

第5節 被災者に対する職業相談等

項 目	担 当
被災者に対する職業相談等	災害対策本部（総務班）

総務班は、大村公共職業安定所と協力し、臨時の出張所等を設け、公共職業安定所職員による被災者への職業相談、離職者の早期再就職への斡旋を実施する。

第6節 住宅災害の復旧対策等

項 目	担 当
第1 住宅災害についての情報収集・報告	災害対策本部（総務班）
第2 被災住宅の被害状況調査	災害対策本部（総務班）
第3 災害公営住宅の建設等	災害対策本部（土木班）

第1 住宅災害についての情報収集・報告

総務班は、被害状況を的確に把握し、住宅の災害対策の万全を期するため、被害状況の如何にかかわらず、直ちに県（住宅課）に住宅災害報告書（速報）を提出する。住宅災害報告書（速報）には、以下の事項を記載する。

- 災害の概要と特徴
- 住宅以外の災害の概要
- 住宅対策として現在までにとった措置
- 住宅対策として今後予定している措置
- 国に対する要望

なお、災害により宅地に被害が発生した場合は、二次災害の防止に万全を期す。

第2 被災住宅の被害状況調査

総務班は各被災住宅の被害の程度について把握を行い、県（危機管理課）に報告する。
なお、住宅の被害区分は、以下の基準により判定する。

■住宅の被害区分（住宅災害の報告基準）

被害の程度	損害基準判定	
	住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合	住家の延床面積の占める損壊部分面積の割合
全壊 ※ ¹	50%以上	70%以上
大規模半壊 ※ ²	40%以上 50%未満	50%以上 70%未満
中規模半壊 ※ ³	30%以上 40%未満	30%以上 50%未満
半壊 ※ ⁴	20%以上 30%未満	20%以上 30%未満
準半壊 ※ ⁵	10%以上 20%未満	10%以上 20%未満
準半壊に至らない （一部損壊）	10%未満	10%未満

- ※1 全壊：「災害の被害認定基準について」（平成13年）による。
 ※2 大規模半壊：「被災者生活再建支援法の改正施行通知」（平成16年）による。
 ※3 中規模半壊：「被災者生活再建支援法の改正施行通知」（令和2年）による。
 ※4 半壊：「災害の被害認定基準について」（平成13年）による。（ただし、大規模半壊、中規模半壊を除く）
 ※5 準半壊：「災害救助事務取扱要領」（令和2年）による。

なお、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査等、住宅被害に関する各種調査が個別の目的を有することを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違いについて、被災者に明確に説明するものとする。

第3 災害公営住宅の建設等

土木班は、大規模な災害が発生し、自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、住宅被害の状況や、被災者の要望等に応じ公営住宅空部屋の優先的入居、公営住宅法に基づく災害公営住宅の建設、もしくは買収又は被災者へ転貸するために借り上げを行う。

また、県の指導により、低所得被災世帯のために、国庫から補助を受け、災害公営住宅を整備して当該被災者を入居させる。

■公営住宅法による災害公営住宅の建設

適用災害	○天然災害の場合は、災害により滅失した住家の戸数が被災地全域で500戸以上、又は一市町で200戸以上もしくはその区域内全住宅の1割以上 ○火災の場合は、火災により滅失した住家の戸数が被災地全域で200戸以上、又は一市町の1割以上
国庫補助	災害により滅失した住宅戸数の3割以内の公営住宅を建設する場合、その工事費の2/3

第4章 事業者・中小企業に対する金融支援対策

第1節 農林業に対する金融支援対策

項 目	担 当
農林業に対する金融支援対策	災害対策本部（農林班）

災害により被災した農林業者の組織する団体に対する金融支援対策は、次によるものとする。

- 災害が発生した場合、速やかに被害状況を調査し、被害額を把握する。
- 被害農林業者等に対しては、天災融資法を適用し、低利の経営資金の融通を円滑にして農業経営の維持安定を図るよう推進する。
- 県、農業協同組合等の協力のもと、その他の災害復旧資金融資制度の情報提供を行う。

■天災融資法に基づく天災資金の貸付条件

資金区分	融資機関	利率（年）	償還期間	貸付限度額
天災融資法による経営資金	農業、森林、漁業の各組合及び同連合会、その他金融機関	○一般被害者 - 損失額10/100以上 6.5%以内 - 損失額30/100以上 5.5%以内 ○開拓者 5.5%以内 ○特別被害地域内の特別被害者 3.0%以内	3～6年以内(激甚災害の場合、4～7年以内)	○一般農林漁業者 - 一般の場合:200万円以内 - 激甚災害の場合:250万円以内 ○政令資金(果樹、畜産、養殖、漁船) - 一般の場合:500万円以内 - 激甚災害の場合:600万円以内 ○漁具資金 5,000万円以内 ○法人 2,500万円以内
事業資金		○被害組合 6.5%以内	3年以内	○被害組合 - 一般の場合:2,500万円(連合会 5,000万円) - 激甚災害の場合:5,000万円(連合会 7,500万円)

※貸付対象は、種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具（購入価格12万円以下）、家畜、家きん、薪炭原木、しいたけほだ木、漁具、稚魚、稚貝、餌料、漁業用燃料油等の購入資金、炭がまの構築資金、漁船（総トン数5トン未満の漁船）の建造又は取得に必要な資金その他農林漁業経営に必要な資金として政令で定める期間内に貸付ける資金であり、事業資金は被害組合の所有又は管理する肥料、農薬、漁業用燃油、生産物等の在庫品について著しい被害を受けたために必要となった事業運営資金

■その他の災害復旧資金融資制度

	資金の種類		利率 (年%)	償還期間 (据置期間)	貸付限度額 (円)
日本政策金融 公庫資金	農林漁業 施設資金	共同利用施設	0.10%	20年以内 (うち3年以内)	融資対象事業費の80%
		主務大臣指定施設		15年以内 (うち3年以内)	1施設当り300万(特認 600万)、(ただし漁船は 1,000万。漁業種類によ る特認あり) 又は融資対 象事業費の80%のいず れか低い額
	農業基盤整備資金		0.10%	25年以内 (うち10年以内)	農業者1人当り要負担額
	林業基盤 整備資金	樹苗養成施設	0.10%	15年以内 (うち5年以内)	貸付けを受ける者の負担 する額の80%
		林道		20年以内 (うち3年以内)	
	漁業基盤整備資金		0.10%	20年以内 (うち3年以内)	事業費の80%
	農林漁業セーフティネット資金		0.10%	10年以内 (うち3年以内)	600万 (特認年間経営 費等の12分の6以内)
農協系統資金	農業近代化資金		0.20%	15年以内 (7年以内)	個人(認定農業者): 1,800万 法人(認定農業者): 2億
長崎県災害対 策特別資金、 長崎県沿岸漁 業等振興資金	農業者等が災害により被害を 受けた農業用施設を復旧する ために緊急に必要な資金		0.30%	10年以内 (2年以内)	個人:500万 法人:1,500万
	漁業者等が天災又は公害等 により、漁業生産施設等に被 害を被り、これらを復旧するの に必要な資金		0.10%	10年以内 (2年以内)	個人:1,000万 法人:2,000万

※利率は、令和2年2月 20 日現在

第2節 中小企業に対する金融支援対策

項 目	担 当
中小企業に対する金融支援対策	災害対策本部（商工班）

商工班は、災害により被災した中小企業者に対する金融支援、負担軽減等を図るため、資金融資制度や償還期間の延長措置等について情報収集を行うとともに、広報・周知に努める。

なお、平時より商工会等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

■ 中小企業に対する金融支援対策

政府系中小企業金融機関による災害復旧貸付	日本政策金融公庫、商工組合中央金庫による災害復旧貸付が、それぞれ以下の条件により行われる。		
	○日本政策金融公庫		
		中小企業事業	国民生活事業
	金 利	所定金利	所定金利
	融資限度額	1億5千万円(別枠)	各融資限度額に1災害当り上乗せ3,000万円
	貸付期間	設備資金15年以内(据置2年以内) 運転資金10年以内(据置2年以内)	各種融資制度の返済期間以内
	担保特例	中小企業の実情に応じ、弾力的に扱う	中小企業の実情に応じ、弾力的に扱う
	○商工組合中央金庫		
		商工組合中央金庫	中小企業向け損害担保 災害復旧資金
	金 利	所定利率	所定利率
	融資限度額	なし	1億5千万円(組合:4億5千万円)
	貸付期間	設備資金20年以内(据置3年以内) 運転資金10年以内(据置3年以内)	設備資金、運転資金とも10年以内(据置2年以内)
	また、激甚災害に指定された場合は、災害復旧貸付の金利を閣議決定により引き下げる措置が講じられる。		
	信用保証	中小企業の信用力の不足を補い、金融円滑化を図るため、中小企業者が金融機関から資金借入を行う際、信用保証協会の保証が必要な場合は、激甚災害に指定された地域内に事業所を有し、町長の証明を受けた被災中小企業者に対しては、別枠の保証制度が適用される。 ・保証限度:個人、法人2億8,000万円、協同組合4億8,000万円 ・一般保証料率:年0.45～1.9% ・特別保証料率は、災害発生の都度、別途設定	
	小規模企業者等設備導入資金の償還延期等	激甚災害に指定された地域内の被災中小企業者に対し、小規模企業者等設備導入資金の償還期間を2年の範囲内で延長することができる。 また、被災した協同組合等に対する高度化資金の償還期間について、貸付条件を変更できるとともに、協同組合等の共同施設等の災害復旧事業に対し、整備資金の90%以内の貸付を行うことができる。	

長崎県緊急資金繰り支援資金	長崎県単独の融資制度で、台風や水害等の自然災害により被害を被ったものを対象に適用される。 ・融資限度額:3,000万円 ・利率:1.3% ・信用保証料率:年0.05～0.90% ・融資期間:運転資金は7年以内、設備資金は10年以内
---------------	---